毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

目　　次　　ページ

規　　則

○非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則……（人事課）　307
○北海道執務時間規則の一部を改正する規則……（人事課）　307
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則
……（環境生活部総務課）　307
○北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……（金融課）　309
○通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則……（観光振興課）　311
○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則……（水産経営課）　311

訓　　令

○北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……（人事課）　315

告　　示

○平成14年度鳥獣保護区の存続期間の更新……（自然環境課）　315
○平成14年度鳥獣保護区特別保護地域の指定……（自然環境課）　317
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……（生活振興課）　318
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　319
○特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧……（漁港漁村課）　319
○特定漁港漁場整備事業変更計画案の縦覧……（漁港漁村課）　319
○水防警報指定河川の指定……（河川課）　320

支庁公告

○公募型プロポーザルの実施……　320

道立畜産試験場告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　321
○一般競争入札の実施……　322

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　323

道教育庁空知教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　326

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　327

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　329

道教育庁釧路教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　330

道選挙管理委員会告示

○個人演説会等の施設の指定の一部改正……　332

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……　342
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……　343

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示……　346

道北連合海区漁業調整委員会指示

○「固定式刺し網」、「流し網」及び「はえなわ」を使用して行う漁業に関する委員会指示……　356

公布された規則のあらまし

◇非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則（北海道規則第25号）

1　趣旨及び内容

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道執務時間規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1　趣旨及び内容

北海道の機関の執務時間の開始時刻を午前９時から午前８時45分に変更することとするため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1　趣旨及び内容

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の改正に伴い修学資金の貸付期間の延長に係る手続について定めるとともに、大学等修学資金等貸付申請書等の様式を改め

ることとするため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1　趣旨

中小企業経営革新支援法の制定等にかんがみ、中小企業高度化資金の貸付の対象事業を拡大するとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1)　中小企業経営革新支援法の承認を受けた経営革新計画に基づき中小企業者がグループで行う事業に対して資金を貸し付けることができることとし、併せて貸付金額、条件その他必要な事項を定めることとした（第３条第１項第３号及び第３条の８第１項第３号関係）。

(2)　構造改善高度化事業に中小企業経営革新支援法の承認を受けた経営革新計画に基づき行う事業を加えることとした（第３条第１項第７号ツ関係）。

(3)　知事が必要と認めるときは、借受者に対して連帯保証人を追加させることができることとした（第６条第２項関係）。

(4)　借受者が連帯保証人を変更する場合には、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこととした（第６条第３項及び別記第２号様式の２関係）。

(5)　その他規定の整備を行うこととした。

3　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則（規則第29号）

1　趣旨及び内容

通訳案内業法等の改正にかんがみ、通訳案内業の免許申請書の添付書類について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第30号）

1　趣旨

水産業協同組合法等の改正にかんがみ、所要の改正を行うとともに、国債等の募集の取扱いの事業の認可申請その他の申請等の様式を定めることとするため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1)　国債等の募集の取扱いの事業の認可申請の様式を定めることとした（第３条の２及び別記第１号様式関係）。

(2)　有価証券に係る売買等の事業の認可申請の様式を定めることとした（第３条の３及び別記第１号様式の２関係）。

(3)　信用事業規程の軽微な事項等の変更届出の様式を定めることとした（第３条の６第２項及び別記第１号様式の６関係）。

(4)　定款の軽微な事項等の変更届出の様式を定めることとした（第４条第４項及び別記第１号様式の18関係）。

(5)　信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等の様式を定めることとした（第４条の２、別記第１号様式の19及び別記第１号様式の20関係）。

(6)　合併の認可申請を行う組合が信用事業を行う組合の場合における認可申請の手続について所要の改正を行うこととした（第７条関係）。

(7)　その他規定の整備を行うこととした。

3　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則（北海道公安委員会規則第２号）

1　趣旨及び内容

北海道地方警察職員の組織別定員の配分を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（北海道公安委員会規則第３号）

1　趣旨

北海道警察の組織について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1)　生活安全部銃器対策課と同部薬物対策課を統合し、銃器薬物対策課として再編するとともに所掌事務を整理することとした（第17条及び第19条関係）。

(2)　刑事部捜査第四課と同部暴力団対策課を統合し、暴力団対策課として再編するとともに所掌事務を整理することとした（第20条の７及び第20条の12関係）。

(3)　交通部に運転免許センターを新設し、運転免許試験課及び運転免許管理課を置くとともに運転免許に関する事務の一元化を図ることとした（第21条及び第21条の２関係）。

(4) 各方面本部の総務課と警務課を統合し、警務課として再編するとともに所掌事務を整理することとした（第46条、第47条、第47条の２及び第47条の３関係）。

(5) 附置機関

ア　刑事部暴力団対策課に暴力団排除推進室を附置し、暴力団の排除活動及び暴力団の指定等に関する事務を行うこととした（第35条の４関係）。

イ　交通部交通指導課に交通特別捜査隊を附置し、交通事故及び交通事件の捜査等に関する事務を行うこととした（第35条の７関係）。

ウ　警備部警備課に災害対策室を附置し、災害警備その他災害等対策に関する事務を行うこととした（第36条の４関係）。

(6) その他規定の整備を行うこととした。

３　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

規　　則

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第25号

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則（昭和31年北海道規則第159号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表婦人相談員及び母子相談員の項中「母子相談員」を「母子自立支援員」に改め、同表北海道農業学園特別教務職員の項を削る。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道執務時間規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第26号

北海道執務時間規則の一部を改正する規則

北海道執務時間規則（昭和55年北海道規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「午前９時」を「午前８時45分」に改める。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第27号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の１条を加える。

（貸付期間の延長）

第７条の２　条例第３条の２ただし書の規定による貸付期間の延長を求めようとする者は、別記第11号様式の２の修学資金貸付期間延長申請書にその理由を証する書類を添えて知事に申請しなければならない。

２　知事は、前項の申請書を受理したときは、貸付期間の延長の可否を決定し、申請者に対しその結果を通知しなければならない。

別記第１号様式中「現住所　　」を「現住所　〒　－　連絡先ＴＥＬ（　　）　－」に、「現住所　　」を「現住所　〒　－　連絡先ＴＥＬ（　　）　－」に、「氏名　　」を「氏名（ふりがな）　　」

に改める。

」

別記第11号様式の次に次の１様式を加える。

別記第11号様式の２（第７条の２関係）

修学資金貸付期間延長申請書

年　月　日

支庁長　様

申請者　住所

氏名　㊞

次の理由により北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例第３条の２ただし書の規定による修学資金の貸付期間の延長の承認を受けたいので、北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則第７条の２第１項の規定により申請します。

（理　由）

注　理由を証明する書類を添付してください。

別記第12号様式中

「

返還方法	種別	月賦・半年賦・年賦・その他の方法
	支払日	
	１回の支払金額	円

」を

「

返還方法	種別	月賦・半年賦・年賦・その他の割賦		
	割賦の方法	月賦	半年賦	年賦
	支払期限	日	月　日、月　日	月　日
	１回の支払金額	円	円	円
摘要				

」に

改め、同様式に注として次のように加える。

注　摘要欄には、入学支度金の返還方法並びに月賦、半年賦及び年賦以外の割賦の方法で支払う場合の支払方法を記入してください。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第８条関係）

返還方法変更申請書

年　月　日

支庁長　様

借受者　住所

氏名　㊞

次のとおり北海道アイヌ子弟大学等修学資金等の返還方法を変更したいので、北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則第８条第３項の規定により申請します。

未返還額		金　円			
返還期間	新	年　月　日から 年　月　日まで	年　箇月間		
	旧	年　月　日から 年　月　日まで	年　箇月間		
返還方法	新	種別	月賦・半年賦・年賦・その他の割賦		
		割賦の方法	月賦	半年賦	年賦
		支払期限	日	月　日、月　日	月　日
		１回の支払金額	円	円	円
		摘要			
	旧	種別	月賦・半年賦・年賦・その他の割賦		
		割賦の方法	月賦	半年賦	年賦
		支払期限	日	月　日、月　日	月　日
		１回の支払金額	円	円	円

		摘　要
変更の理由		

注　摘要欄には、入学支度金の返還方法並びに月賦、半年賦及び年賦以外の割賦の方法で支払う場合の支払方法を記入してください。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第28号

北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第９号中「第３号イ」を「第４号イ」に、「第４号イ又は第５号イ」を「第５号イ又は第６号イ」に、「第６号及び第７号」を「第７号及び第８号」に改め、「近促法第４条第１項若しくは第２項の承認を受けた構造改善計画若しくは近促法第５条第１項の承認を受けた新分野進出計画若しくは」を削り、「第５条第１項の承認を受けた下請中小企業振興事業計画」を「第７条第２項に規定する承認計画」に改め、同号を同項第10号とし、同項第８号中「第３号イ」を「第４号イ」に、「第４号イ又は第５号イ」を「第５号イ又は第６号イ」に、「第６号及び第７号」を「第７号及び第８号」に改め、「中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号。以下「近促法」という。）第４条第１項若しくは第２項の承認を受けた構造改善計画若しくは近促法第５条第１項の承認を受けた新分野進出計画若しくは」を削り、「第５条第１項の承認を受けた下請中小企業振興事業計画」を「第７条第２項に規定する承認計画」に改め、同号を同項第９号とし、同項第７号中「第５号」を「第６号」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号ア中「第３号ア、第４号ア又は第５号ア」を「第４号ア、第５号ア又は第６号ア」に改め、同号イ中「第３号ウ又は第４号イ」を「第４号ウ又は第５号イ」に改め、同号ウ中「第３号オ」を「第４号オ」に改め、同号オ中「第５号まで」を「第６号まで」に、「第３号イ」を「第４号イ」に、「第５号イ」を「第６号イ」に改め、同号カ中「第５号ウ」を「第６号ウ」に改め、同号ク中「第３号ウ」を「第４号ウ」に改め、同号ケ中「第３号ア、第４号ア又は第５号ア」を「第４号ア、第５号ア又は第６号ア」に改め、同号コ中「第３号オ又は第５号ウ」を「第４号オ又は第６号ウ」に改め、同号サ中「第３号イ又は第５号イ」を「第４号イ又は第６号イ」に改め、同号シ中「第３号ア」を「第４号ア」に、「、第４号又は第５号ア」を「又は第５号」に、「第４条第１項の認定を受けた改善計画」を「第５条第２項に規定する認定計画」に改め、同号ス中「、第３号ア若しくはウ又は第５号ア」を「又は第４号ア若しくはウ」に、「第４条第１項の認定を受けた効率化計画」を「第５条第２項に規定する認定計画」に改め、同号セを削り、同号ソ中「第３号ウ」を「第４号ウ」に、「第４号イ」を「第５号イ」に、「第５号ウ」を「第６号ウ」に、「第３号オ」を「第４号オ」に、「第４条第１項の認定を受けた研究開発等事業計画」を「第５条第２項に規定する認定研究開発等事業計画」に改め、同号ソを同号セとし、同号タ中「第３号ウ」を「第４号ウ」に、「第４号イ」を「第５号イ」に、「第５号ウ」を「第６号ウ」に、「第３号オ」を「第４号オ」に、「第７条第１項の承認を受けた高度化等計画」を「第８条第２項に規定する承認高度化等計画」に、「第９条第１項の承認を受けた高度化等円滑化計画」を「第10条第２項に規定する承認高度化等円滑化計画」に、「第23条第１項の承認を受けた進出計画」を「第24条第２項に規定する承認進出計画」に、「第25条第１項の承認を受けた進出円滑化計画」を「第26条第２項に規定する承認進出円滑化計画」に改め、同号タを同号ソとし、同号チ中「第３号ウ」を「第４号ウ」に、「第４号イ」を「第５号イ」に、「第５号ウ」を「第６号ウ」に、「第３号オ」を「第４号オ」に改め、同号チを同号タとし、同号ツ中「第３号ア」を「第４号ア」に、「第４号ア又は第５号ア」を「第５号ア又は第６号ア」に改め、同号ツを同号チとし、同号に次のように加え、同号を同項第７号とする。

ツ　第１号又は第３号から第６号までに掲げる事業のうち、中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第５条第２項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業

第３条第１項第５号エ中「第11号」を「第10号」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号を同項第５号とし、同項第３号ア中「中小企業総合事業団法施行規則（平成11年通商産業省令第69号。以下「経済産業省令」という。）」を「経済産業省令」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

(3)　経営革新計画承認グループ事業（政令第３条第１項第３号に規定する事業のうち、中小企業総合事業団法施行規則（平成11年通商産業省令第69号。以下「経済産業省令」という。）第７条各号の要件に該当するものであって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資するものをいう。以下同じ。）

第３条第２項の表第９号中「同」を「前項に掲げる事業ごとに定める期間」に改め、同号を同表第10号とし、同表第８号中「前項」を「前項第１号から第６号まで」に改め、同号を同表第９号とし、同表第７号を同表第８号とし、同表第６号中「前項に掲げる事業ごとに定

める期間（集団化事業のうち、主として一の建物の内部に集団して当該建物を政令第３条第１項第１号に規定する事業協同組合等の組合員若しくは所属員の事業の用に供するために建物その他の施設を設置する場合であって経済産業大臣の承認を受けて別に定める基準に適合するものに係る施設については、当該基準で定める期間）」を「前項第１号から第６号までに掲げる事業ごとに定める期間」に改め、同号を同表第７号とし、同表中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同表第３号中「査定金額の100分の80以内」を「同」に改め、同号を同表第４号とし、同表第２号の次に次の１号を加える。

3	経営革新計画承認グループ事業	査定金額の100分の80以内	同	同	同

第３条の２第１項中「同条第１項第３号オ又は第５号ウ」を「同条第１項第３号、第４号オ又は第６号ウ」に改め、同条第２項の表中「100分の70」を「100分の80」に改める。

第３条の３第１項第２号ア中「支援計画」を「認定支援計画」に改める。

第３条の５第２項の表中小企業者のソフトウェア開発取得の項利率の欄中「以内」の次に「（第３条第１項第７号コ、サ、ス又はツに掲げる事業を行う場合については無利子）」を加え、同表特定法人のソフトウェア開発取得の項利率の欄中「同」を「年2.7パーセント以内」に改める。

第３条の８第１項中第13号を第14号とし、第８号から第12号までを１号ずつ繰り下げ、同項第７号中「第３条第１項第７号」を「第３条第１項第８号」に改め、同号を同項第８号とし、同項中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、同項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　経営革新計画承認グループ事業

第３条の８第２項の表中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを１号ずつ繰り下げ、同表第９号償還期間の欄及び据置期間の欄中「同」を「前項第１号から第10号までに掲げる事業ごとに定める期間」に改め、同号を同表第10号とし、同表第８号中「前項」を「前項第１号から第６号まで」に改め、同号を同表第９号とし、同表第７号事業の種類の欄中「第３条第１項第７号」を「第３条第１項第８号」に改め、同号を同表第８号とし、同表第６号中「前項」を「前項第１号から第６号まで」に改め、同号を同表第７号とし、同表中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同表第３号中「事業団所要資金の80分の26以内」を「同」に改め、同号を同表第４号とし、同表第２号の次に次の１号を加える。

3	経営革新計画承認グループ事業	事業団所要資金の80分の26以内	同	同	同

第３条の９第１項中「同項第２号」を「同項第２号ア又はイ」に、「第３条第１項第３号オ又は第５号ウ」を「第３条第１項第３号、第４号オ又は第６号ウ」に、「前条第１項第10号」を「前条第１項第11号」に改め、同条第２項の表中「第３条第１項第３号オ又は第５号ウ」を「第３条第１項第３号、第４号オ又は第６号ウ」に改める。

第６条第１項中「借受者は」の次に「、貸付時において」を加え、「たて」を「立て」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　知事は、貸付に係る債権保全のため必要があると認めるときは、前項の連帯保証人のほか、連帯保証人を追加させることができる。

第６条に次の１項を加える。

３　借受者は、連帯保証人が死亡し、居所不明となり、破産その他の事情によりその適性を失い、又は第１項の要件を欠くに至ったときは、遅滞なく新たな連帯保証人を立て、別記第２号様式の２の変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

第17条第５号中「又は第３条の７第２項」を「、第３条の７第２項又は第３条の12第２項」に改める。

別記第２号様式中第３条を次のように改める。

（利　息）

第３条　貸付金の利息は、年　　パーセントとし、貸付けを受けた日から償還の日までの日数に応じて計算した額とする。

別記第２号様式の２を次のように改める。

別記第２号様式の２（第６条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年　月　日

北海道知事　様

事務所の所在地
組合（会社）名
代表者名　㊞

年　月　日締結の中小企業高度化資金貸借契約の連帯保証人を次のとおり変更したいので、北海道中小企業高度化資金貸付規則第６条第３項の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　保証人の住所と氏名

新			旧		
組合等との関係	氏名	住所	組合等との関係	氏名	住所

注１　役員改選の場合は、総会又は理事会（取締役会）の議事録の謄本を添付すること。

注２　保証人全員の印鑑証明書及び保証承諾書並びに新保証人の役員就任承諾書の写し及び連帯保証確認書を添付すること。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前の北海道中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸付された中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第29号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則（昭和24年北海道規則第227号）の一部を次のように改正する。

第１条中「免許可」を「免許」に、「、以下」を「。以下」に、「「規則」」を「「省令」」に、「）による」を「）を定めるものの」に改める。

第２条第１項中「規則」を「省令」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の規定により添付する健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。

⑴　診断を受けた者の氏名、性別、生年月日及び年齢

⑵　精神の機能の障害の有無及びその障害があるときは、次に掲げる事項

ア　病名

イ　当該障害に係る現に受けている治療等の有無及び受けている治療等があるときは、次に掲げる事項

(ア)　当該治療等の方法

(イ)　当該治療等を受けている状態における診断を受けた者の精神の機能が精神の機能の障害がない者と同程度であるか否かの別

(ウ)　(イ)に掲げるもののほか、当該治療等により障害の程度が軽減しているか否かの別及び軽減しているときはその状況

⑶　診断年月日

⑷　診断した医師の氏名並びに当該医師の所属する病院若しくは診療所の名称及び所在地又は当該医師の住所

第３条及び第４条中「規則」を「省令」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第30号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和47年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項ただし書中「第124条の２」を「第124条の３」に改める。

第３条の12中「別記第１号様式の13」を「別記第１号様式の16」に改め、同条を第３条の14とする。

第３条の11中「別記第１号様式の12」を「別記第１号様式の15」に改め、同条を第３条の13とする。

第３条の10第１項中「第17条の２第３項及び同条第５項において準用する同条第３項（これらの規定を準用する場合を含む。）又は法第87条の３第３項及び同条第４項において準用する同条第３項」を「第87条の３第４項及び同条第６項において準用する同条第４項」に、「別記第１号様式の９」を「別記第１号様式の12」に改め、同条第２項中「第17条の２第４項ただし書」を「第87条の３第５項ただし書」に、「別記第１号様式の10」を「別記第１号様式の13」に改め、同条第３項中「第17条の２第８項」を「第17条の２第３項」に、「第87条の３第６項」を「第87条の３第９項」に、「別記第１号様式の11」を「別記第１号様式の14」に改め、同条を第３条の12とする。

第３条の９中「第15条の３」を「第15条の２」に、「別記第１号様式の８」を「別記第１号様式の11」に改め、同条を第３条の11とする。

第３条の８を削る。

第３条の７中「第11条の８ただし書」を「第11条の９ただし書」に、「別記第１号様式の６」を「別記第１号様式の10」に改め、同条を第３条の10とする。

第３条の６中「第11条の７第１項ただし書」を「第11条の８第１項ただし書」に、「別記

第１号様式の５」を「別記第１号様式の９」に改め、同条を第３条の９とする。

第３条の５中「第11条の４」を「第11条の５」に、「別記第１号様式の４」を「別記第１号様式の８」に改め、同条を第３条の８とする。

第３条の４中「第２条第３項」を「第５条第４項」に、「別記第１号様式の３」を「別記第１号様式の７」に改め、同条を第３条の７とする。

第３条の３の見出し中「認可申請書」を「認可申請書等」に改め、同条中「第11条の３第１項」を「第11条の４第１項」に、「別記第１号様式の２」を「別記第１号様式の５」に改め、同条に次の１項を加え、同条を第３条の６とする。

２　法第11条の４第４項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により信用事業規程の軽微な事項等に係る変更の届出をする場合は、別記第１号様式の６の届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　総会又は総代会の議事録謄本

⑵　変更部分に係る新旧対照表

第３条の２中「第11条第５項」を「第11条第８項」に、「別記第１号様式」を「別記第１号様式の３」に改め、同条を第３条の４とし、同条の次に次の１条を加える。

（資源管理規程の設定等の認可申請書）

第３条の５　法第11条の２第１項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により資源管理規程の設定又は変更の認可の申請をする場合は、別記第１号様式の４の申請書によらなければならない。

第３条の次に次の２条を加える。

（国債等の募集の取扱いの事業の認可申請書）

第３条の２　法第11条第６項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により国債等の募集の取扱いの事業の認可の申請をする場合は、別記第１号様式の申請書によらなければならない。

（有価証券に係る売買等の事業の認可申請書）

第３条の３　法第11条第７項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により有価証券に係る売買等の事業の認可又は当該認可を受けた事業の内容若しくは方法の変更の認可の申請をする場合は、別記第１号様式の２の申請書によらなければならない。

第４条の見出しを「（定款変更認可申請等）」に改め、同条第１項中「これを」を「この規定を」に、「別記第１号様式の14」を「別記第１号様式の17」に改め、同条に次の１項を加える。

４　法第48条第４項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により定款の軽微な事項等に係る変更の届出をする場合は、別記第１号様式の18の届出書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　総会又は総代会の議事録謄本

⑵　変更部分に係る新旧対照表

第４条の３第１項中「第10条の４第５項」を「第51条第３項」に、「別記第１号様式の16」を「別記第１号様式の22」に改め、同条第２項中「第11条の３第２項」を「第49条第２項」に、「別記第１号様式の17」を「別記第１号様式の23」に改め、同条を第４条の４とする。

第４条の２中「第11条第４項」を「第46条第４項」に、「別記第１号様式の15」を「別記第１号様式の21」に改め、同条を第４条の３とし、同条の前に次の１条を加える。

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等）

第４条の２　法第54条の２第３項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により信用事業の譲渡又は譲受けの認可の申請をする場合は、別記第１号様式の19の申請書によらなければならない。

２　法第54条の２第７項（この規定を準用する場合を含む。）の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をする場合は、別記第１号様式の20の届出書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　総会又は総代会の議事録謄本

⑵　譲渡契約書の写し

⑶　財産目録及び貸借対照表

⑷　債権者に対する公告及び催告の手続を了したことを証する書類

⑸　譲渡の公告の手続を了したことを証する書類

第６条中「（これを」を「又は第91条の２第２項（これらの規定を」に改める。

第７条中「これを」を「この規定を」に改め、「合併認可申請書に」の次に「、命令第50条第１項に規定する組合の合併の申請である場合を除き、」を加える。

別記第１号様式の17中「（第４条の３関係）」を「（第４条の４関係）」に、「第11条の３第２項」を「第49条第２項」に改め、同様式を別記第１号様式の23とする。

別記第１号様式の16中「（第４条の３関係）」を「（第４条の４関係）」に、「第10条の４第５項」を「第51条第３項」に改め、同様式を別記第１号様式の22とする。

別記第１号様式の15中「（第４条の２関係）」を「（第４条の３関係）」に、「第11条第４項」を「第46条第４項」に改め、同様式を別記第１号様式の21とする。

別記第１号様式の14を別記第１号様式の17とし、同様式の次に次の３様式を加える。

別記第１号様式の18（第４条関係）

定款の軽微事項等変更届出書

年　　月　　日

北 海 道 知 事 様

（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

定款の軽微な事項等に係る変更をしたので、水産業協同組合法（第86条第２項、第92条第３項、第96条第３項、第100条第３項、第100条の６第３項において準用する）第48条第４項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第１号様式の19（第４条の２関係）

信用事業の譲渡（譲受け）認可申請書

年　　月　　日

北 海 道 知 事 様
（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

年　　月　　日開催の通常（臨時）総会（総代会）において信用事業の譲渡（譲受け）の議決をしましたから、水産業協同組合法（第92条第３項、第96条第３項、第100条第３項において準用する）第54条の２第３項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第１号様式の20（第４条の２関係）

信用事業全部譲渡届出書

年　　月　　日

北 海 道 知 事 様
（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法（第92条第３項、第96条第３項、第100条第３項において準用する）第54条の２第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第１号様式の13中「（第３条の12関係）」を「（第３条の14関係）」に、「役員の兼職又は兼業の認可申請書」を「役員等の兼職又は兼業の認可申請書」に改め、同様式を別記第１号様式の16とする。

別記第１号様式の12中「（第３条の11関係）」を「（第３条の13関係）」に改め、同様式を別記第１号様式の15とする。

別記第１号様式の11中「（第３条の10関係）」を「（第３条の12関係）」に、「第17条の２第８項」を「第17条の２第３項」に、「第87条の３第６項」を「第87条の３第９項」に改め、同様式を別記第１号様式の14とする。

別記第１号様式の10中「（第３条の10関係）」を「（第３条の12関係）」に、「水産業協同組合法（」を「水産業協同組合法」に、「第87条の３第５項、第96条第１項において準用する）第17条の２第４項ただし書」を「第87条の３第５項ただし書」に改め、同様式を別記第１号様式の13とする。

別記第１号様式の９中「（第３条の10関係）」を「（第３条の12関係）」に、「（第96条第１項において準用する）第17条の２第３項（第５項において準用する第３項）又は」を削り、「第87条の３第３項（第４項において準用する第３項」を「第87条の３第４項（第６項において準用する同条第４項」に改め、同様式を別記第１号様式の12とする。

別記第１号様式の８中「（第３条の９関係）」を「（第３条の11関係）」に、「共済規程（変更、廃止）認可申請書」を「共済規程設定（変更、廃止）認可申請書」に、「組合長氏名　　印」を「組合長氏名　　印（注　合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。）」に、「第15条の３第１項」を「第15条の２第１項」に改め、同様式を別記第１号様式の11とする。

別記第１号様式の７を削る。

別記第１号様式の６中「（第３条の７関係）」を「（第３条の10関係）」に、「第11条の８ただし書」を「第11条の９ただし書」に改め、同様式を別記第１号様式の10とする。

別記第１号様式の５中「（第３条の６関係）」を「（第３条の９関係）」に、「第11条の

７第１項ただし書」を「第11条の８第１項ただし書」に改め、同様式を別記第１号様式の９とする。

別記第１号様式の４中「（第３条の５関係）」を「（第３条の８関係）」に、「第11条の４」を「第11条の５」に改め、同様式を別記第１号様式の８とする。

別記第１号様式の３中「（第３条の４関係）」を「（第３条の７関係）」に、「第２条第３項」を「第５条第４項」に改め、同様式を別記第１号様式の７とし、同様式の前に次の１様式を加える。

別記第１号様式の６（第３条の６関係）

信用事業規程の軽微事項等変更届出書

年　　月　　日

北　海　道　知　事　様
（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

信用事業規程の軽微な事項等に係る変更をしたので、水産業協同組合法（第92条第１項、第96条第１項、第100条第１項において準用する）第11条の４第４項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第１号様式の２中「（第３条の３関係）」を「（第３条の６関係）」に、「信用事業規程（変更、廃止）認可申請書」を「信用事業規程設定（変更、廃止）認可申請書」に、「組合長氏名　　印」を「組合長氏名　　印場及び」（注　合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。）に、「第11条の３第１項」を「第11条の４第１項」に改め、同様式を別記第１号様式の５とし、同様式の前に次の１様式を加える。

別記第１号様式の４（第３条の５関係）

資源管理規程設定（変更）認可申請書

年　　月　　日

北　海　道　知　事　様
（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

年　　月　　日開催の通常（臨時）総会（総代会）において資源管理規程の設定（変更）の議決をしましたから、水産業協同組合法（第92条第１項において準用する）第11条の２第１項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第１号様式中「（第３条の２関係）」を「（第３条の４関係）」に、「第87条第６項、第93条第４項、第97条第５項において準用する）第11条第５項」を「第87条第９項、第93条第７項、第97条第８項において準用する）第11条第８項」に改め、同様式を別記第１号様式の３とし、同様式の前に次の２様式を加える。

別記第１号様式（第３条の２関係）

国債等の募集の取扱いの事業の認可申請書

年　　月　　日

北　海　道　知　事　様
（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

水産業協同組合法（第87条第７項、第93条第５項、第97条第６項において準用する）第11条第６項の規定により、国債等の募集の取扱いの事業の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第１号様式の２（第３条の３関係）

有価証券に係る売買等の事業の（変更）認可申請書

年　　月　　日

北 海 道 知 事 様
（　　支庁長）

申請者住所
組　合　名
組合長氏名　　印

水産業協同組合法（第87条第８項、第93条第６項、第97条第７項において準用する）第11条第７項の規定により、有価証券に係る売買等の事業の（変更の）認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第８号様式中「第86条第４項、第92条第５項」を「第86条第５項」に改め、「、第100条第５項」を削り、「の規定」を「又は（第100条第５項において準用する）第91条の２第２項の規定」に改める。

別記第９号様式中「組合長　氏名　　印（注　合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員が連署すること。）」を「組合長　氏名　　印（注　合併により新しく組合を設立する場合は、設立委員会の事務所の所在地及び名称を記載し、設立委員名を連署すること。）」に、「第86条第４項」を「第86条第５項」に改める。

別記第11号様式（裏）の第123条第３項中「第11条第１項第２号若しくは第８号の２、第87条第１項第２号」を「第11条第１項第４号若しくは第11号、第87条第１項第４号」に改め、同条第６項中「前条第４項」を「前条第５項」に改める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして、使用することを妨げない。

訓　　令

北海道訓令第４号

本　　庁
出 先 機 関

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条中「午後零時15分」を「午後０時15分」に改める。

第４条中「休息時間は、」の次に「午後０時から午後０時15分まで及び」を加える。

第５条を削り、第６条を第５条とし、第７条を第６条とする。

附　則

この訓令は、平成15年４月１日から施行する。

告　　示

北海道告示第462号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第１条第２項の規定により、次の鳥獣保護区の存続期間を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　名　　称　　支笏紋別岳鳥獣保護区
(2)　区　　域　　千歳市に所在する国有林石狩森林管理署5419林班、5453林班、5454林班及び5456林班から5460林班までの区域
(3)　存続期間　　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

2(1)　名　　称　　清水の沢鳥獣保護区
(2)　区　　域　　夕張市に所在する国有林空知森林管理署2031林班から2039林班までの区域
(3)　存続期間　　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

3(1)　名　　称　シューパロ鳥獣保護区
(2)　区　　域　夕張市に所在する国有林空知森林管理署1001林班から1004林班までの区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

4(1)　名　　称　旭鳥獣保護区
(2)　区　　域　芦別市に所在する空知森林管理署165林班から168林班まで及び171林班から173林班までの区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

5(1)　名　　称　勇駒別鳥獣保護区
(2)　区　　域　上川郡東川町に所在する道有林上川南部管理区127林班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

6(1)　名　　称　ひらやま鳥獣保護区
(2)　区　　域　紋別郡白滝村に所在する国有林網走西部森林管理署2036林班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

7(1)　名　　称　滝の湯鳥獣保護区
(2)　区　　域　常呂郡留辺蘂町に所在する国有林網走中部森林管理署1028林班のうちいからは、イ及びロの各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

8(1)　名　　称　栄浦鳥獣保護区
(2)　区　　域　常呂郡常呂町に所在する国有林網走中部森林管理署300林班のうちいからは、ほからち、わからつ、イからハ、ホ及びへの各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

9(1)　名　　称　鹿の子沢鳥獣保護区
(2)　区　　域　常呂郡置戸町に所在する国有林網走中部森林管理署23林班のうちイ小班を除く区域及び24林班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

10(1)　名　　称　木禽岳鳥獣保護区
(2)　区　　域　網走郡津別町に所在する国有林網走南部森林管理署98林班のうちろからにの各小班、99林班のうちろからにの各小班、102林班ろ小班、125林班のうちは、に、るの各小班及び126林班のうちは、に、た、その各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

11(1)　名　　称　止別鳥獣保護区
(2)　区　　域　斜里郡小清水町に所在する国有林網走南部森林管理署356林班のうちい$_{01}$、は、は$_{01}$、に、ほ、ほ$_{01}$、へ、と、と$_{01}$、ち、り、り$_{01}$、ぬ、ぬ$_{01}$、る$_{01}$、わからよ、よ$_{01}$、た、た$_{01}$、れ、れ$_{01}$、そからな、な$_{01}$、ら$_{01}$、む、む$_{01}$、う$_{01}$、の$_{01}$、お、お$_{01}$、く、く$_{01}$、や、や$_{01}$、まからみ、ひからす、イ、ハからへ、リ、カ、タ、ソからウ、ノ、ケからエ、ア及びキからメの各小班並びにニクル沼の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

12(1)　名　　称　穂別鳥獣保護区
(2)　区　　域　勇払郡穂別町に所在する国有林胆振東部森林管理署2010林班から2013林班までの区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

13(1)　名　　称　ホロカウシャップ鳥獣保護区
(2)　区　　域　沙流郡日高町に所在する国有林日高北部森林管理署14林班から18林班までの区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

14(1)　名　　称　振内鳥獣保護区
(2)　区　　域　沙流郡平取町に所在する国有林日高北部森林管理署1167林班から1173林班までの区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

15(1)　名　　称　アベツ鳥獣保護区
(2)　区　　域　沙流郡平取町に所在する国有林日高北部森林管理署1246林班、1247林班のうちい$_{1}$、い$_{2}$、い$_{3}$、ろ、は、にの各小班及び1248林班から1251林班まで並びに民有林日高森林計画区177林班のうち５から８、10、12から17までの各小班、191林班、202林班及び203林班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

16(1) 名　　称　旧新冠種畜牧場鳥獣保護区
(2) 区　　域　静内郡静内町字御園111番、587番１から８まで及び590番並びに字田原797番１、797番２、798番１、878番１から３まで、932番から935番まで、937番及び938番の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

17(1) 名　　称　糠平鳥獣保護区
(2) 区　　域　河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署47林班のうちい、ろ、$ろ_1$、$ろ_2$、は及びイの各小班、54林班のうち、い、$い_1$、ろ、$ろ_1$、$ろ_2$、は、に及びイの各小班並びに55林班のうち、い、$い_1$、$い_2$、ろ、は及びにの各小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

18(1) 名　　称　然別鳥獣保護区
(2) 区　　域　河東郡上士幌町及び鹿追町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2162林班のうちい、$い_1$、$い_2$、ろ、は及びイからへの各小班、2163林班のうちい、ろ、$ろ_1$、は、$は_1$、にからり、イ、$イ_1$から$イ_3$、ロ、$ロ_1$及びハからルの各小班、2164林班のうちいからに、$に_1$、ほ、$ほ_1$及びイの各小班、2166林班い小班、2167林班のうちいからと及びイの各小班並びに2168林班のうちいからにの各小班並びに然別湖の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

19(1) 名　　称　トムラウシ鳥獣保護区
(2) 区　　域　上川郡新得町屈足トムラウシ284番地並びに同町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1182林班のうちい、$い_1$、ろ、$ろ_1$から$ろ_3$、は、$は_1$、に、$に_1$、ほ、へ及びイからへの各小班、1188林班のうちいからは、$は_1$から$は_4$、に、$に_1$、ほ及びイからニの各小班、1189林班のうちいからは及びイからハの各小班、1221林班のうちは及びにの各小班並びに1222林班のうちは及びイの各小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

20(1) 名　　称　義経山鳥獣保護区
(2) 区　　域　中川郡本別町に所在する国有林十勝東部森林管理署205林班のうちい、$い_1$及び$い_2$の各小班、206林班のうちい、$い_1$から$い_6$、ろ、は及びロの各小班並びに207林班のうちい、$い_1$から$い_3$、イ及びロの各小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

21(1) 名　　称　鹿山鳥獣保護区
(2) 区　　域　足寄郡陸別町に所在する国有林十勝東部森林管理署陸別事務所65林班のうちい、$い_1$、$い_2$、ろ、$ろ_1$、は、$は_1$、に、$に_1$、ほ、へ、イ及びロの各小班並びに68林班のうちいからに、$に_1$、$に_2$、ほからり、$り_1$及びイからニの各小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

北海道告示第463号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正７年法律第32号）第８条ノ８第３項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

1(1) 名　　称　支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区　　域　千歳市に所在する国有林石狩森林管理署5419林班のうちろ及びイからハまでの各小班、5453林班のうち$い_1$、ろ及びイからハまでの各小班並びに5454林班のうち$い_4$及びロ小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

2(1) 名　　称　清水の沢鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区　　域　夕張市に所在する国有林空知森林管理署2033林班のうち$い_1$、$い_2$及びロの各小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

3(1) 名　　称　シューパロ鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区　　域　夕張市に所在する国有林空知森林管理署1002林班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

4(1) 名　　称　勇駒別鳥獣保護区特別保護地区
(2) 区　　域　上川郡東川町に所在する道有林上川南部管理区127林班のうち３から５までの各小班の区域
(3) 存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

5(1)　名　　称　滝の湯鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　常呂郡留辺蘂町に所在する国有林網走中部森林管理署1028林班ろ小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

6(1)　名　　称　栄浦鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　常呂郡常呂町に所在する国有林網走中部森林管理署300林班のうちいからは、ほからち、わからつ、イからハ、ホ及びへの各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

7(1)　名　　称　鹿の子沢鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　常呂郡置戸町に所在する国有林網走中部森林管理署23林班のうちに、ぬ、る、れ、ハ、ニ、ヘ及びチの各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成24年９月30日まで

8(1)　名　　称　穂別鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　勇払郡穂別町に所在する国有林胆振東部森林管理署2012林班ろ、に及びほ小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

9(1)　名　　称　ホロカウシャップ鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　沙流郡日高町に所在する国有林日高北部森林管理署15林班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

10(1)　名　　称　振内鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　沙流郡平取町に所在する国有林日高北部森林管理署1172林班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

11(1)　名　　称　糠平鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署47林班い及びはの各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

12(1)　名　　称　トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　上川郡新得町屈足トムラウシ284番地及び同町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1189林班は小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

13(1)　名　　称　義経山鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　中川郡本別町に所在する国有林十勝東部森林管理署205林班い、$い_1$及び$い_2$の各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

14(1)　名　　称　鹿山鳥獣保護区特別保護地区
(2)　区　　域　足寄郡陸別町に所在する国有林十勝東部森林管理署陸別事務所68林班のうち、いからはまで、イ及びハの各小班の区域
(3)　存続期間　平成15年３月31日から平成34年９月30日まで

北海道告示第464号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定により公告する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　申請のあった年月日　平成15年２月25日
(2)　特定非営利活動法人の名称　エコビレッジ大滝
(3)　代表者の氏名　吉居　大輔
(4)　主たる事務所の所在地　有珠郡大滝村字三階滝185番地１
(5)　定款に記載された目的　この法人は、大滝村及び周辺地域の豊かな自然を破壊から守り、自然環境を維持保全すること、また具体的自然活動を通して広く多くの人に自然と人間の関わりを考える機会を与えること、更に、自然を村の資源として活かすことにより豊かなまちづくりにつなげることを目的とする。

2(1)　申請のあった年月日　平成15年２月26日
(2)　特定非営利活動法人の名称　ミナクル
(3)　代表者の氏名　小野美智雄
(4)　主たる事務所の所在地　札幌市西区西野８条２丁目７番８号
(5)　定款に記載された目的　この法人は、高齢者・障害者（児）やその家族などに対し、介護支援や生活支援に関する事業を行い、福

祉の増進に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日　平成15年２月27日
(2) 特定非営利活動法人の名称　室蘭市市民会館運営委員会
(3) 代表者の氏名　荒井　孝亘
(4) 主たる事務所の所在地　室蘭市輪西町２丁目５番１号　室蘭市市民会館内
(5) 定款に記載された目的　この法人は、室蘭市市民会館を活動の拠点として、地域振興・文化振興事業を展開し、また、地域の人々、地域を愛する人々が行おうとする地域振興・文化振興事業に対しても参画、支援活動を行うことにより、室蘭市やその周辺市町村に住み・働く全ての者にとって魅力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日　平成15年２月28日
(2) 特定非営利活動法人の名称　サポート室蘭
(3) 代表者の氏名　佐藤　利國
(4) 主たる事務所の所在地　室蘭市中島町１丁目25番10号
(5) 定款に記載された目的　この法人は在宅介護を支援するため、歩行困難な障害者及び高齢者に対する外出支援等を含む障害者の生活支援事業及び介護・介助サービス事業、さらには緊急事態発生時の救出、援助に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

北海道告示第465号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成15年３月26日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

地区名	事業の種類	縦覧場所
蘭越こぶしの郷	中山間地域総合整備（農業用用排水、ほ場整備、客土、暗きょ）	北海道後志支庁
豊川	畑地帯総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、農道、暗きょ、土層改良、農用地造成）	北海道網走支庁

北海道告示第466号

漁港漁場整備法（昭和25年５月２日法律第137号）第17条第１項の規定により、２地区に係る特定漁港漁場整備事業計画（案）を作成したので、次のとおり縦覧に供する。
なお、意見を述べようとする者は、平成15年４月14日（縦覧期間満了の日）までに、意見の内容を記載した書面に、氏名又は名称、住所、連絡先、年齢及び性別を記載して提出することができる。
また、意見の提出方法は、原則として持参、郵便又はファクシミリによることとし、その提出先は、関係支庁経済部水産課とする。
平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　計画地区及び縦覧場所

計画地区名	縦覧場所
斜里	北海道網走支庁経済部水産課（郵便番号 093－8585　網走市北７条西３丁目　電話番号 0152－44－7171）
島牧	北海道後志支庁経済部水産課（郵便番号 044－8588　虻田郡倶知安町北１条東２丁目　電話番号 0136－22－1111）

計　２地区

2　縦覧図書
特定漁港漁場整備事業計画（案）

3　縦覧期間
平成15年３月25日から４月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4　縦覧時間
午前９時から午後５時まで

北海道告示第467号

漁港漁場整備法（昭和25年５月２日法律第137号）第17条第10項の規定により、３地区に係る特定漁港漁場整備事業変更計画（案）を作成したので、次のとおり縦覧に供する。
なお、意見を述べようとする者は、平成15年４月14日（縦覧期間満了の日）までに、意見の内容を記載した書面に、氏名又は名称、住所、連絡先、年齢及び性別を記載して提出することができる。
また、意見の提出方法は、原則として持参、郵便又はファクシミリによることとし、その提出先は、関係支庁経済部水産課とする。
平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

1　計画変更地区及び縦覧場所

計画変更地区名	縦覧場所

枝　　幸　北海道宗谷支庁経済部水産課（郵便番号 097－8558　稚内市末広４丁目２番27号　電話番号 0162－33－2510）
渡島南部　北海道渡島支庁経済部水産課（郵便番号 041－8558　函館市美原４丁目６番16号　電話番号 0138－47－9000）
伊　　達　北海道胆振支庁経済部水産課（郵便番号 051－8558　室蘭市幸町９番11号　電話番号 0143－22－9131）
計　　３地区

2　縦覧図書
特定漁港漁場整備事業計画変更書（案）

3　縦覧期間
平成15年３月25日から４月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

4　縦覧時間
午前９時から午後５時まで

北海道告示第468号

水防法（昭和24年法律第193号）第10条の６第１項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

平成15年３月25日

北海道知事　堀　　達　也

水系名	河川名	水防警報区	
ウエンナイ川	幹川 ウエンナイ川	左岸	稚内市朝日５丁目1482番地１地先の上流端を示す標柱から海まで
		右岸	稚内市栄５丁目1478番12地先の上流端を示す標柱から海まで
頓別川	幹川 頓別川	左岸	枝幸郡中頓別町字秋田163番１地先の上流端を示す標柱から海まで
		右岸	枝幸郡中頓別町字秋田162番１地先の上流端を示す標柱から海まで
北見幌別川	幹川 北見幌別川	左岸	枝幸郡歌登町本幌別536番13地先から海まで
		右岸	枝幸郡歌登町本幌別920番９地先から海まで
十勝川	支川 利別川	左岸	足寄郡陸別町陸別原野分線24番２地先から足寄郡足寄町旭町３丁目１番地先まで
		右岸	足寄郡陸別町クンネベツ２番66地先から足寄郡足寄町北１条４丁目52番地先まで
	支川 利別川	左岸	足寄郡足寄町旭町１丁目１番地先から中川郡本別町上本別23番１地先まで
		右岸	足寄郡足寄町南１条５丁目６番地先から中川郡本別町栄町91番10地先まで
	支川 足寄川	左岸	足寄郡足寄町上足寄120番地先から幹川への合流点まで
		右岸	足寄郡足寄町上足寄121番１地先から幹川への合流点まで
	支川 鈴蘭川	左岸	河東郡音更町字音更西１線35番２地先から幹川への合流点まで
		右岸	河東郡音更町字音更西２線36番１地先から幹川への合流点まで
茶路川	幹川 茶路川	左岸	白糠郡白糠町茶路基線179番２地先から海まで
		右岸	白糠郡白糠町茶路基線181番２地先から海まで
庶路川	幹川 庶路川	左岸	白糠郡白糠町上庶路甲区216番地先から海まで
		右岸	白糠郡白糠町パナアンソーポコマナイ１番１地先から海まで
尾幌川	幹川 尾幌川	左岸	厚岸郡厚岸町大字苫多村字上尾幌188番２地先から海まで
		右岸	厚岸郡厚岸町大字苫多村字上尾幌国有林69林班か小班から海まで

支　庁　公　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年３月25日

北海道網走支庁長　太　田　敏　夫

1　業務概要

(1)　業務名　オホーツクプロモーションガイド作成業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）

(2)　業務内容　オホーツク地域を舞台とする映画やテレビドラマなどのロケーション誘致を積極的に推進し、地域経済の活性化に資するため、オホーツク地域ならではの自然、風土、景観、街並み、暮らし、文化、祭事等に関する映像資源を季節別又は時間帯別などに収集・撮影し、各分野ごとに整理して様々な条件から検索できるようデータベース化を図るとともに、ＣＤ－ＲＯＭに保存する。

なお、ＣＤ－ＲＯＭの保存に当たっては、管内特性に考慮し、「遠紋地域」と「北網地域」に分けて作成する。

(3) 履行期限　　平成16年２月27日（金）まで

2　参加要件及び選定基準

(1) プロポーザルの参加要件

ア　経営状況、経営規模において契約の履行に支障のないこと。

イ　道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。

ウ　映像制作及び映像関連産業に関する知識を有していること。

エ　映像や写真の撮影に関する経験と知識を有していること。

オ　データベースのシステム設計に関する経験と知識を有していること。

カ　総事業費（消費税額は控除）に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。

キ　事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の１人平均の実労働日数（計画）がおおむね45日以上あること。

(2) プロポーザルの選定基準

ア　業務遂行能力について
　実施体制及び実施スケジュールが妥当であること。

イ　雇用計画への適合性について
　緊急地域雇用創出特別対策推進事業の諸条件に適合していること。

ウ　写真の選定について
　写真選定の考え方、視点、基準等が明確であること等

エ　分類項目の設定について
　映像制作者や写真撮影者の専門的見地が反映されていること等

オ　データベース構築について
　利用者へのアピール度と利便性が高いこと等

カ　写真の追加撮影について
　被写体選定の考え方、視点、基準等が明確であること等

キ　成果品の活用について
　ホームページや印刷物など他への活用が容易なこと。

3　手続等

(1) 担当部局

郵便番号 093－8585　網走市北７条西３丁目　北海道網走支庁地域政策部地域政策課
電話番号 0152－44－7171（内線 2182）
ファクシミリ 0152－44－7261（直通）
メール abashiri.chisei2@pref.hokkaido.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

ア　交付期間　　平成15年３月25日（火）から31日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで）

イ　交付場所　　(1)に同じ。

(3) プロポーザル参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア　提出期限　　平成15年４月２日（水）午後５時まで（必着）

イ　提出場所　　(1)に同じ。

ウ　提出方法　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) プロポーザルに関する照会期限

照会期限　　平成15年４月11日（金）午後５時まで
（照会については、メール又はファクシミリに限る。）

(5) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法

ア　提出期限　　平成15年４月15日（火）午後５時まで（必着）

イ　提出場所　　(1)に同じ。

ウ　提出方法　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）

4　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

３の(1)に同じ。

(4) その他

ア　提出されたプロポーザルについては、プレゼンテーションを行う。

イ　詳細は、プロポーザル説明書によること。

道立畜産試験場告示

北海道立畜産試験場告示第４号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年３月25日

北海道立畜産試験場長　田　村　千　秋

1　資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立畜産試験場が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務

の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契　　約　平成15年３月25日に一般競争入札の公告を行う北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託契約

(2) 資　　格　北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務の種類　北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託

2　資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「ボイラー技士」の資格を有する者を雇用していること。

(5) 平成15年３月１日現在において、引き続き２年以上空調暖房設備保守点検業務を営んでいること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２に規定する資格要件のうち(4)及び(5)に掲げる資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期　資格審査の申請は、平成15年３月25日から４月４日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法　資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　北海道立畜産試験場総務部総務課

イ　提出先の所在地　北海道上川郡新得町字新得西５線39番地

5　資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、４の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立畜産試験場告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年３月25日

北海道立畜産試験場長　田　村　千　秋

1　入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務

(2) 調達をする役務の仕様等　入札説明書による。

(3) 契約期間　平成15年４月18日から平成16年３月31日まで

(4) 履行場所　北海道上川郡新得町字新得西５線39番地
北海道立畜産試験場庁舎

2　入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立畜産試験場告示第４号に規定する北海道立畜産試験場空調暖房設備保守点検業務委託の資格を有すること。

3　契約の条項を示す場所

北海道上川郡新得町字新得西５線39番地　北海道立畜産試験場総務部総務課

4　入札執行の場所及び日時

(1) 入　札　場　所　　北海道上川郡新得町字新得西５線39番地
北海道立畜産試験場講堂
(2) 入　札　日　時　　平成15年４月15日（火）午後１時30分
(3) 開　札　場　所　　(1)に同じ。
(4) 開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交　付　場　所　　北海道上川郡新得町字新得西５線39番地
北海道立畜産試験場総務部総務課
電話番号 01566－４－5321
(2) 交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道立畜産試験場総務部総務課
イ　所　在　地　　郵便番号 081－0038　北海道上川郡新得町字新得西５線39番地
電話番号 01566－４－5321　内線 2210

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年３月25日

北海道教育庁石狩教育局長　大　内　主　計

1(1) 入札に付する事項

ア　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
パーソナルコンピューター一式　42台×６校（普通科高等学校）
イ　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。
ウ　契　約　期　間　　平成15年６月２日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成21年５月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
エ　納　入　期　日　　平成15年６月２日（月）
オ　納　入　場　所
北海道札幌東高等学校、北海道札幌啓成高等学校、北海道札幌厚別高等学校、北海道札幌真栄高等学校、北海道大麻高等学校及び北海道千歳北陽高等学校

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
イ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
ウ　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
エ　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は㈠から㈢までに定めるところにより、⑵のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

㈠　申請の時期　平成15年３月25日から４月８日まで

㈡　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

㈢　申請書類の提出先　郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

⑷　契約条項を示す場所
郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
電話番号 011－231－4111　内線 34－515

⑸　入札執行の場所及び日時

ア　入札場所　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館６階　北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－8549　北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

イ　入札日時　平成15年５月６日（火）午前10時（郵送による場合は、平成15年５月２日（金）までに必着のこと。）

ウ　開札場所　アに同じ。

エ　開札日時　イに同じ。

⑹　入札保証金　入札保証金は、免除する。

⑺　入札説明書の交付に関する事項

ア　交付場所　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ　交付方法　アの場所で交付する。

⑻　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

⑼　契約書作成の要否
要

⑽　その他

ア　開札の時において、⑵に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

㈠　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

㈡　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

㈠　名称　北海道教育庁石狩教育局企画総務課

㈡　所在地　郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 34－515

エ　契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

オ　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ　この入札の執行は、公開する。

キ　詳細は、入札説明書による。

⑾　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :
Personal computer　42×6　1 set

B．Bidding date and time :
10 : 00 A. M., May 6, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than　May　2)

C．Contact
Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549, Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 34-515

2⑴　入札に付する事項

ア　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ（ノート型）一式　42台×１校（職業科高等学校）

イ　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

ウ　契　約　期　間　　平成15年６月２日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成20年５月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

エ　納　入　期　日　　平成15年６月２日（月）

オ　納　入　場　所　　北海道有朋高等学校

(2)　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

イ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

エ　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(3)　条件付一般競争入札参加資格の審査

ア　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア)　申　請　の　時　期　　平成15年３月25日から４月８日まで

(イ)　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ)　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4)　契約条項を示す場所

郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
電話番号 011－231－4111　内線 34－515

(5)　入札執行の場所及び日時

ア　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西７丁目　北海道庁別館６階　北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060－8549　北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

イ　入　札　日　時　　平成15年５月６日（火）午前11時（郵送による場合は、平成15年５月２日（金）までに必着のこと。）

ウ　開　札　場　所　　アに同じ。

エ　開　札　日　時　　イに同じ。

(6)　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

(7)　入札説明書の交付に関する事項

ア　交　付　場　所　　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ　交　付　方　法　　アの場所で交付する。

(8)　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア　名称及び数量（１月当たりの単価）

(ア)　パーソナルコンピューター一式　９台×１校（高等養護学校）

(イ)　同　　42台×３校（普通科高等学校）

(ウ)　同　　９台×２校（高等養護学校及び高等盲学校）

イ　予　定　時　期

(ア)　アの(ア)にあっては平成15年６月ごろ

(イ)　アの(イ)及び(ウ)にあっては平成15年10月ごろ

(9)　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10)　契約書作成の要否

要

(11)　そ　の　他

ア　開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

(ア)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ)　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ｱ)　名　　称　　北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(ｲ)　所　　在　　地　　郵便番号 060－8549　札幌市中央区北３条西７丁目
電話番号 011－231－4111　内線 34－515

エ　契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

オ　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ　この入札の執行は、公開する。

キ　詳細は、入札説明書による。

⑿　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :
Personal computer　42　1 set

B．Bidding date and time :
11 : 00 A. M., May 6, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than　May　2)

C．Contact
Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 7, kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8549,Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 34-515

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年３月25日

北海道教育庁空知教育局長　松　尾　昭　房

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピューター一式　　42台×２校（普通科）

イ　同　　42台×１校（職業科）

ウ　同　　32台×１校（同　　）

⑵　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　納　入　期　限　　平成15年６月２日（月）

⑷　納　入　場　所

ア　北海道深川西高等学校及び北海道月形高等学校

イ　北海道岩見沢農業高等学校

ウ　北海道深川農業高等学校

⑸　契　約　期　間　　平成15年６月２日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、⑴のアにあっては平成21年５月29日、⑴のイ及びウにあっては平成20年５月30日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

２　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまで定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申　請　の　時　期　　平成15年３月25日から４月18日まで

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 068－8550　北海道岩見沢市８条西５丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所
北海道岩見沢市８条西５丁目　北海道教育庁空知教育局企画総務課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　北海道岩見沢市８条西５丁目　北海道空知合同庁舎３階会議

室（郵送による場合は、郵便番号 068－8550　北海道教育庁空知教育局企画総務課）

(2) 入　札　日　時　平成15年５月６日（火）午前10時（郵送による場合は、平成15年５月２日までに必着のこと。）

(3) 開　札　場　所　(1)に同じ。

(4) 開　札　日　時　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量（１月当たりの単価）

パーソナルコンピューター一式　42台×２校（普通科）

同　22台×１校（普通科）

同　９台×２校（養護学校）

(1) 予定時期

平成15年10月ごろ

8　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交　付　場　所　北海道岩見沢市８条西５丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　称　北海道教育庁空知教育局企画総務課

イ　所　在　地　郵便番号 068－8550　北海道岩見沢市８条西５丁目
電話番号 0126－23－2231　内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal computer　42×2　1 set

b. Personal computer　42　1 set

c. Personal computer　32　1 set

B. Bid Tendering date and time :

10 : 00 A. M., May 6,2003

(If mailed, bids must arrive no later than May 2)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,
Sorachi District Bureau of Education,Hokkaido Office of Education
Nishi 5-chome, 8-jo, Iwamizawa-City, Hokkaido, 068-8550, Japan
Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年３月25日

北海道教育庁上川教育局長　河　村　猛　将

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピュータ（普通科用）一式　180台（42台×２校　32台×３校）

イ　同　（職業科用）一式　42台（42台×１校）

⑵　調達を要する物品等の仕様等は　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契約期間　平成15年６月１日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、⑴のアにあっては平成21年５月31日、⑴のイにあっては平成20年５月31日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

⑷　納入期日　平成15年６月１日（日）

⑸　納入場所

ア　北海道旭川東栄高等学校、北海道名寄高等学校、北海道上川高等学校、北海道上富良野高等学校及び北海道美深高等学校

イ　北海道名寄農業高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成15年３月25日（火）から４月11日（金）まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 079－8612　北海道旭川市永山６条19丁目１番１号　北海道教育庁上川教育局企画総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道旭川市永山６条19丁目１番１号　北海道上川教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　北海道旭川市永山６条19丁目１番１号　北海道上川合同庁舎３階302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079－8612　北海道教育庁上川教育局企画総務課）

⑵　入札日時　平成15年５月６日（火）午前11時（郵送による場合は、平成15年５月２日までに必着のこと。）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

⑴　名称及び数量（１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ（養護学校）一式　９台

⑵　予定時期

平成15年11月ごろ

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　北海道旭川市永山6条19丁目１番１号　北海道教育庁上川教育局企画総務課

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道教育庁上川教育局企画総務課

イ　所　　在　　地　　郵便番号 079－8612　北海道旭川市永山６条19丁目１番１号
電話番号 0166－46－5111　内線 3118

(4)　契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

12　Summary

A．Nature and quantity of the products to be procured :

a．Personal computer (a general course)　180 (42×1　32×3)　1 set

b．Personal computer (a occupation course)　42　1 set

B．Bidding date and time :
11 : 00 A. M., May, 6, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 2)

C．Contact
Accounting Division, General Affairs Department,
Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, 1-1,
19-Chome, 6-Jo, Nagayama Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan
Phone : 0166-46-5111 Ext. 3118

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年３月25日

北海道教育庁十勝教育局長　井　川　　弘

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

ア　パーソナルコンピューター一式　84台（42台×２校）

イ　同　　74台（42台×１校、32台×１校）

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　契　約　期　間　　平成15年６月２日から平成16年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(1)のアにあっては平成20年５月30日、(1)のイにあっては平成21年５月29日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4)　納　入　期　日　　平成15年６月２日（月）

(5)　納　入　場　所

ア　北海道帯広農業高等学校及び北海道更別農業高等学校

イ　北海道上士幌高等学校及び北海道中札内高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申　請　の　時　期　　平成15年３月25日（火）から４月18日（金）まで

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道帯広市東３条南３丁目　北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時
(1)　入札場所　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝合同庁舎４階教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 080－8588　北海道教育庁十勝教育局企画総務課）
(2)　入札日時　平成15年５月６日（火）午前10時（郵送による場合は、平成15年５月２日（金）までに必着のこと。）
(3)　開札場所　(1)に同じ。
(4)　開札日時　(2)に同じ。
6　入札保証金
入札保証金は免除する。
7　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交付場所　北海道帯広市東３条南３丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。
8　落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　その他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名称　北海道教育庁十勝教育局企画総務課
イ　所在地　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目
電話番号 0155－24－3111　内線 3117
(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6)　この入札の執行は、公開する。
(7)　詳細は、入札説明書による。
11　Summary
A．Nature and quantity of the products to be procured :
a．Personal computer　84 (42×2) 1 set
b．Personal computer　74 (42, 32) 1 set
B．Contract term
a．From June 2, 2003 to May 30, 2008
b．From June 2, 2003 to May 29, 2009
C．Bid tendering date and time :
10 : 00 A. M., May 6, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 2)
D．Contact :
Accounting Division, General Affairs Department,
Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education
Minami 3, Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido, 080-8588, Japan
Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第５号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成15年３月25日
北海道教育庁釧路教育局長　木　村　征　範
1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
ア　パーソナルコンピューター一式　84台（普通科×２校）
イ　同　74台（職業科×２校）
(2)　調達を要する物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。
(3)　契約期間　平成15年６月２日から平成16年３月31日まで。ただし、予算

の範囲内で、⑴のアにあっては平成21年５月29日を、⑴のイにあっては平成20年５月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷ 納　入　期　日　　平成15年６月２日（月）

⑸ 納　入　場　所

ア　北海道厚岸潮見高等学校及び北海道弟子屈高等学校（普通科）

イ　北海道厚岸水産高等学校（職業科）及び北海道標茶高等学校（職業科）

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の⑶及び⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成15年３月25日から４月８日まで

イ　申請の方法　　申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見２丁目１番１号　北海道教育庁釧路教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

⑴ 入　札　場　所　　北海道釧路市浦見２丁目１番１号　北海道釧路支庁別館北海道教育庁釧路教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号085－0835　北海道教育庁釧路教育局企画総務課）

⑵ 入　札　日　時

１の⑴のア　平成15年５月６日（火）午前10時

１の⑴のイ　平成15年５月６日（火）午前10時30分

（郵送による場合は、平成15年５月２日までに必着のこと。）

⑶ 開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷ 開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　一連の調達に関する事項

この契約による調達後に、調達が予定される物品の名称・数量及びその入札の公告の予定時期

⑴　名称及び数量（１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ　一式　42台×１校（普通科）

⑵ 予　定　時　期

平成15年11月ごろ

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴ 交　付　場　所　　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課

⑵ 交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

9　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　の　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名　　称　北海道教育庁釧路教育局企画総務課
イ 所　在　地　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
電話番号 0154－41－1131　内線 3117
(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は入札説明書による。

12 Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured ;
a. Personal computer　84 (42×2) 1 set
b. Personal computer　74 (42, 32) 1 set
B. Contract term
a. From June 2, 2003 to May 29, 2009
b. From June 2, 2003 to May 30, 2008
C. Bid tendering date and time :
a. 10 : 00 A. M., May 6, 2003
b. 10 : 30 A. M., May 6, 2003
(If mailed, bids must arrive no later than May 2)
D. Contact
Accounting Division ,General Affairs Department,
Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido office of Education
1-1, Urami 2, Kushiro, Hokkaido, 085-0835, Japan
Phone : 0154-41-1131 Ext. 3117

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第25号

平成８年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のよう改正する。

平成15年３月25日

北海道選挙管理委員会委員長　髙　橋　康　之

「同	同	東区北９条東５丁目	鉄東会館	同	120	80	」を
「同	同	東区北９条東５丁目	鉄東会館	同	186	100	」に、
「同	同	北区北10条西４丁目	鉄西会館	札幌市長	74	80	」を
「同	同	北区北10条西４丁目	鉄西会館	札幌市長	94	80	」に、
「同	同	北29条西７丁目	北会館	同	87	90	」を
「同	同	北29条西７丁目	北会館	同	103	90	」に、
「同	同	東区北25条東７丁目	北栄会館	同	125	120	を
同	同	北20条東20丁目	元町会館	同	157	120	」
「同	同	東区北25条東７丁目	北栄会館	同	166	60	
同	同	北20条東20丁目	元町会館	同	188	100	に、
「同	同	北18条東５丁目	北光会館	同	180	100	」を
「同	同	北18条東５丁目	北光会館	同	307	300	」に、
「同	同	苗穂１条３丁目３－４	東苗穂集会所	同	51	70	」を
「同	同	東苗穂１条３丁目	東苗穂集会所	同	95	70	」に、
「同	同	川下３条５丁目	東川下集会所	同	77	40	」を
「同	同	川下３条５丁目	東川下集会所	同	100	80	」に、
「同	同	厚別中央１条３丁目	ひばりヶ丘西集会所	同	156	100	」を
「同	同	厚別中央１条３丁目	ひばりが丘西集会所	同	185	140	」に、
「同	同	青葉町６丁目	下野幌南集会所	同	68	50	」を

「同	同　青葉町６丁目	下野幌南集会所	同	115	70	」に、
「同	同　もみじ台北３丁目	もみじ台北第１集会所	同	88	50	」を
「同	同　もみじ台北３丁目	もみじ台北第１集会所	同	95	70	」に、
「同	同　もみじ台南２丁目	もみじ台南第２集会所	同	116	50	を
同	同　もみじ台西４丁目	もみじ台西集会所	同	109	70	」
「同	同　もみじ台南２丁目	もみじ台南第２集会所	同	151	110	に、
同	同　もみじ台西４丁目	もみじ台西集会所	同	147	110	」
「同	同　月寒東１条７丁目	月寒集会所	同	51	50	を
「同	同　月寒東１条７丁目	月寒集会所	同	70	50	」に、
「同	同　清田区北野４条２丁目	北野連合会館	同	137	150	を
同	同　北野６条４丁目	北野６条集会所	同	122	70	」
「同	同　清田区北野４条２丁目	北野連合会館	同	148	114	に、
同	同　北野６条４丁目	北野６条集会所	同	143	110	」
「同	同　清田６条２丁目	清田中央総合会館	同	180	100	を
同	同　平岡７条３丁目	平岡地区会館	同	196	180	」
「同	同　清田６条２丁目	清田中央総合会館	同	268	240	に、
同	同　平岡７条３丁目	平岡地区会館	同	257	220	」
「同	同　藤野４条５丁目330－８	藤野集会所	同	52	70	を
「同	同　藤野４条５丁目	藤野集会所	同	74	50	」に、

「同	同　西宮の沢４条３丁目	宮の沢集会所	同	61	65	
同	同　前田７条12丁目	前田７条集会所	同	74	60	を
同	同　富岡３条６丁目２－８	富岡高台集会所	同	79	100	」
「同	同　西宮の沢４条３丁目	宮の沢集会所	同	113	80	
同	同　前田７条12丁目	前田７条集会所	同	116	90	に、
同	同　富岡３条６丁目	富岡高台集会所	同	98	70	」
「平10．5.15	同　白石区菊水元町８条１丁目	菊の里地区会館	同	184	210	を
「平10．5.15	同　白石区菊水元町８条１丁目	白菊会館	同	184	210	」に、
「平13．5.21	同　西区宮の沢１条１丁目	札幌市生涯学習センター	札幌市教育委員会	2,893	1,114	
平７．4．1	函館市西旭岡町２丁目51番地の１	函館市旭岡児童館	函館市長	180	180	を」
「平13．5.21	同　西区宮の沢１条１丁目	札幌市生涯学習センター	札幌市教育委員会	2,893	1,114	
平14．6．7	同　東区丘珠183番地２	丘珠ふれあいセンター	札幌市長	345	180	
同	同　白石区東札幌５条１丁目	札幌市産業振興センター	同	1,991	546	
平15．2.14	同　中央区南24条西13丁目１番１号	山鼻福祉センター	財団法人山鼻福祉センター理事長	174	100	に、

同	同　北区篠路２条９丁目１番40号	グリンピアしのろ会館	札幌市長	131	148	
同	同　西区八軒１条西１丁目７番１号	八軒会館	同	202	200	
平７．４．１	函館市西旭岡町２丁目51番地の１	函館市旭岡児童館	函館市長	180	180	」
「同	同　蘭島１丁目24番19号	蘭島会館	蘭島町会長	134	200	」 を
「同	同　蘭島１丁目24番19号	蘭島会館	蘭島町会長	99	100	」 に、
「同	同　忍路１丁目275番地	忍路会館	忍路町会長	66	50	」 を
「同	同　忍路１丁目275番地	忍路会館	忍路町会長	53	50	」 に、
「同	同	同　研修室（和室）	同	59	40	
平８．５．15	室蘭市山手町１丁目１番24号	労働会館大会議室（２階）	室蘭市長	204	120	」 を
「同	同	同　研修室（和室）	同	59	40	
平14．６．３	同　旭町２条８丁目	旭川市北星地区センター大ホール	旭川市北星地区センター運営委員会委員長	220	330	
同	同	同　１階会議室	同	86	70	
平14．９．２	同　春光台３条５丁目	旭川市春光台地区センター大ホール	旭川市春光台地区センター運営委員会委員長	273	400	に、
同	同	同　２階会議室	同	85	65	
平８．５．15	室蘭市山手町１丁目１番24号	労働会館大会議室（２階）	室蘭市長	204	120	」
「平12．４．24	同　清川町西１線126番地39	帯広市清川農業研修センター集会室	同	164	235	を
平７．２．20	北見市上ところ682番地１	上ところコミュニティプラザ	北見市長	238	190	」
「平12．４．24	同　清川町西１線126番地39	帯広市清川農業研修センター集会室	同	164	235	
平14．５．21	同　西20条南３丁目18番20号	帯広市コスモス福祉センター	同	129	120	に、
平７．２．20	北見市上ところ682番地１	上ところコミュニティプラザ	北見市長	238	190	」
「平８．５．15	網走市字呼人333番地の１	呼人生活館	網走市長	181	140	
同	同　字藻琴213番地の３	中央地区総合研修センター	網走中央農業協同組合長	178	180	を 」
「平８．５．15	網走市字藻琴213番地の３	中央地区総合研修センター	網走中央農業協同組合長	178	180	に、 」
「平12.12.11	同　向陽ヶ丘４丁目１番11号	網走市向陽ヶ丘住民センター	網走市長	222	200	を
平８．４．１	留萌市見晴町２丁目27	留萌市文化センター	留萌市長	611	1,000	」
「平12.12.11	同　向陽ヶ丘４丁目１番11号	網走市向陽ヶ丘住民センター	網走市長	222	200	

平15. 2.10	同　字呼人344番地の１	網走市呼人コミュニティセンター	同	218	200	に、
平 8. 4. 1	留萌市見晴町２丁目27	留萌市文化センター	留萌市長	611	1,000	」
「同	同　北４条東１丁目９番地	芦別武道館	芦別市教育長	196	150	を
平 8. 5. 9	江別市東光町27番地の７	東光児童センター	江別市長	142	150	」
「平 8. 5. 9	江別市東光町27番地の７	東光児童センター	江別市長	142	150	に、
「同	同	同　会議室２号	同	82	80	」
平 8. 4.30	赤平市百戸町東１丁目16番地	百戸コミュニティセンター	赤平市長	123	145	を
「同	同	同　会議室２号	同	82	80	」
平15. 1.17	同　元町１番地の２	江別元町地区センター会議室１号	同	127	120	
同	同	同　会議室２号	同	64	60	に、
平 8. 4.30	赤平市百戸町東１丁目16番地	百戸コミュニティセンター	赤平市長	123	145	」
「同	同　東文京町４丁目４番地	赤平市文京生活館	同	231	270	
平 8. 5.27	紋別市小向193番地	紋別市小向生活改善センター大会議室	紋別市長	106	150	を
「同	同　東文京町４丁目４番地	赤平市文京生活館	同	231	270	」
平14.12.24	同　幌岡町165番地６	エルムの里ほろおか交流センター	同	166	161	
平15. 2.12	同　豊栄町５丁目18番地	赤平豊栄生活館	同	73	146	に、
平 8. 5.27	紋別市小向193番地	紋別市小向生活改善センター大会議室	紋別市長	106	150	」
「同	同　花咲港137、138番地	根室市立はなさき港保育所	同	131	100	
同	同　光洋町３丁目88番地	根室市立こうよう保育所	同	87	100	を 」
「同	同　光洋町３丁目88番地	根室市立こうよう保育所	同	87	100	に、 」
「平 8. 6.14	歌志内市字文珠228番地14	総合集会施設文珠会館	歌志内市長	187	250	
平 7. 1.24	深川市音江町字菊丘344番地	菊岡コミュニティセンター	深川市長	116	104	を 」
「平 7. 1.24	深川市音江町字菊丘344番地	菊岡コミュニティセンター	深川市長	116	104	に、 」
「同	同　納内町字納内3514番地	納内コミュニティセンター	同	531	530	
同	同　６条６番８号	深川市民会館中会議室	同	128	120	を
同	同　１条19番37号	林業センター	同	172	130	」
「同	同　１条19番37号	林業センター	同	172	130	に、 」
「平 8. 5.10	同　６条６番８号	深川市民会館大ホール	同	1,483	968	
同	同　６条６番８号	深川市民会館大会議室	同	311	300	を
同	同　深川町字メム67番地３	菊水コミュニティセンター	同	169	150	」

「平 8. 5.10	同　深川町字メム67番地３	菊水コミュニティセンター	同	169	150	に、」
「同	同　４条９番40号	深川市民交流センター多目的ホール	同	199	60	を
平 8. 5.24	富良野市春日町12番６号	勤労青少年ホーム	富良野市長	253	180	」
「同	同　４条９番40号	深川市民交流センター多目的ホール	同	199	60	
平15. 1.15	同　納内町３丁目10番３号	深川市納内コミュニティセンター	同	153	120	に、
平 8. 5.24	富良野市春日町12番６号	勤労青少年ホーム	富良野市長	253	180	」
「同	同　上鷲別町117番地26	桜美園	同	130	100	
平 8. 5.14	恵庭市新町10番地	恵庭市市民会館中ホール	恵庭市長	476	500	を
						」
「同	同　上鷲別町117番地26	桜美園	同	130	100	
平15. 1.29	同　桜木町４丁目１番地１	桜木団地集会所	同	109	100	に、
平 8. 5.14	恵庭市新町10番地	恵庭市市民会館中ホール	恵庭市長	476	500	
						」
「平 8. 9. 1	石狩市花川南４条３丁目４番地	南線集会所	石狩市教育長	309	150	
同	同　花川北３条２丁目198番地１	花川北コミュニティセンター	石狩市長	565	600	を
						」
「平 8. 9. 1	石狩市花川北３条２丁目198番地１	花川北コミュニティセンター	石狩市長	565	600	に、
						」
「平 8. 5.13	石狩郡当別町太美町1695番地	別町青少年会館	当別町教育長	240	300	
同	同　錦町1248番地７	当別町青少年センター	同	104	70	
同	同　白樺町2797番地１	当別町農村環境改善センター	当別町長	386	350	を
同	同　白樺町57番地３	当別町勤労者福祉センター	同	144	150	
						」
「平 8. 5.13	石狩郡当別町樺町2797番地１	当別町農村環境改善センター	当別町長	386	350	に、
						」
「同	同　字御料地554番３	浜益村御料地会館	同	65	100	
平 8. 5.10	松前郡松前町字江良901番地の２	江良町民体育館指導員室	江良町民体育館館長	50	50	を
						」
「同	同　字御料地554番３	浜益村御料地会館	同	65	100	
平15. 3.10	同　大字浜益村630番地	浜益村交流センター	同	608	450	
						に、
平 8. 5.10	松前郡松前町字江良901番地の２	江良町民体育館指導員室	江良町民体育館館長	50	50	
						」
「平13. 6. 4	同　字白符565番地の１	白符ふれあいセンター	同	140	150	
						を
平 8. 5.23	上磯郡知内町字小谷石107番地	小谷石生活館	知内町長	83	100	」
「平13. 6. 4	同　字白符565番地の１	白符ふれあいセンター	同	142	150	
平14.10.22	同　字松浦389－１	松浦生活館	同	95	120	
同	同　字月崎363－79	丸山地区コミュニティーセンター	同	84	100	に、
平 8. 5.23	上磯郡知内町字小谷石99番地４	小谷石町内会館	知内町長	165	210	」

「同	同　　字中ノ川56番地の１	知内町生活改善センター集会室	同	97	120	
同	同　　字森越101番地の50	同　　集会室	同	79	100	
同	同　　字重内66番地の248	渡島知内町内会館集会室	同	71	90	
同	同　　33番地の139及び33番地の７の内	重内地区転作定着化指導センター大研修室	同	113	140	
同	同　　字湯ノ里82番地の３	知内町生活改善センター集会室	同	78	100	を
同	同　　字元町198番地	元町町内会館集会室	同	94	120	
同	同　　22番地の５	前浜町内会館集会室	同	96	120	
同	同　　字元町99番地の３	桶元谷地町内会館集会室	同	104	130	
平８．5.10	上磯郡木古内町字釜谷86番地の１	釜谷生活改善センター	木古内町長	112	122	」
「同	同　　字中ノ川56番地の１	中ノ川生活改善センター	同	97	120	
同	同　　字森越101番地の50	森越生活改善センター	同	79	100	
同	同　　字重内66番地の248	渡島知内町内会館	同	71	90	
同	同　　33番地の139及び33番地の７の内	重内地区転作定着化指導センター	同	113	140	
同	同　　字湯ノ里82番地の３	湯ノ里生活改善センター	同	78	100	に、
同	同　　字元町198番地	元町町内会館	同	94	120	
同	同　　字元町22番地の５	前浜町内会館	同	96	120	
同	同　　字元町99番地の３	桶元谷地町内会館	同	104	130	
平14.12．2	同　　字重内	きらく町内会館	同	58	80	
平８．5.10	上磯郡木古内町字釜谷86番地の１	釜谷生活改善センター	木古内町長	112	122	」
「平８．5.10	茅部郡鹿部町字宮浜314	宮浜生活館	鹿部町長	40	60	を
同	同　　字鹿部112－20	鹿部会館	同	82	100	」
「平８．5.10	茅部郡鹿部町字鹿部112－20	鹿部会館	鹿部町長	82	100	に、
「同	同　　字本別70	本別生活改善センター	同	53	70	」
同	同　　字本別540－７	出来澗会館	同	67	80	を
「同	同　　字本別540－７	出来澗会館	同	67	80	」
「同	同　　字本別245	本別会館	同	127	100	に、
平８．5．7	茅部郡砂原町字沼尻45番地の28	沼尻コミュニティセンター	砂原町長	116	120	を
「平15．1.31	同　　字本別224番地の１	本別中央会館	同	172	200	」
平８．5．7	茅部郡砂原町字沼尻45番地の28	沼尻コミュニティセンター	砂原町長	116	120	に、
「同	同　　野田生199番地	野田生児童会館	同	158	170	」 を

「同	同　野田生200番地の１	野田生会館	同	144	160	」に、
「同	同　大浜65番地の３	曙寿の家集会室	同	105	140	を
同	同　字旭浜83番地の２	旭浜生活館集会室	同	132	160	」
「同	同　字旭浜83番地の２	旭浜生活館集会室	同	132	160	に、
「平12.12. 5	同　静狩41番地の５	静狩振興会館	同	116	150	」
平 8. 5.10	檜山郡江差町字朝日町83番地	朝日児童館	江差町長	100	80	を
「平12.12. 5	同　字静狩41番地の５	静狩振興会館	同	116	150	」
平15. 2. 6	同　字大浜75番地の13	大浜振興会館	同	124	190	に、
平 8. 5.10	檜山郡江差町字朝日町83番地	朝日児童館	江差町長	100	80	」
「平 8. 5.13	檜山郡厚沢部町字鶉469番地の１	鶉生活改善センター	厚沢部町長	92	100	」
同	同　字富栄243番地の２	富栄生活改善センター	同	66	70	を
「平 8. 5.13	檜山郡厚沢部町字鶉469番地の１	鶉ふれあいセンター	厚沢部町長	131	130	」
同	同　字富栄243番の２	富栄ふれあいセンター	同	132	130	に、
「同	同　字赤石149番地	赤石母と子の家	同	59	130	」
同	同　字赤石30番地の１	赤石自治振興会館	同	139	140	を

「同	同　字赤石30番地の１	赤石自治振興会館	同	139	140	」に、
「同	同　字共和590番地の４	瀬棚町ふれあいセンター	同	126	50	を
平 8. 5.17	瀬棚郡北檜山町字若松513番地	若松児童館	北檜山町長	120	100	」
「同	同　字共和590番地の４	瀬棚町ふれあいセンター	同	126	50	
平15. 1.13	同　字島歌343番地	瀬棚町吹込青年研修所	同	72	90	に、
平 8. 5.17	瀬棚郡北檜山町字若松513番地	若松児童館	北檜山町長	120	100	」
「同	同　字政泊町弁慶56番	政泊会館	同	53	50	
平 8. 5.10	寿都郡黒松内町字黒松内392番地２	黒松内町総合町民センター	黒松内町総合町民センター長	383	350	を
「同	同　字政泊町弁慶56番	政泊会館	同	53	50	」
平15. 2. 7	同　字歌棄町有戸170番１	有戸・種前地区会館	同	46	50	に、
平 8. 5.10	寿都郡黒松内町字黒松内392番地２	黒松内町総合町民センター	黒松内町総合町民センター長	383	350	」
「同	同　字小平町215番地	小平町福祉センター大会議	同	315	350	
同	同	同　小会議室	同	45	40	を
同	同　字臼谷６番地の４	臼谷福祉会館	同	50	100	」
「同	同　字臼谷６番地の４	臼谷福祉会館	同	50	100	に、

「同	同　字 達布374番地	達布活性化センター	同	308	182	
同 8. 5.24	苫前郡苫前町字豊浦	豊浦生活館	苫前町長	49	30	を 」
「同	同　字 達布374番地	達布活性化センター	同	308	182	
平15. 3. 1	同　字 小平町356番地の２	小平町文化交流センター多目的ホール	同	724	500	
同	同	同　小ホール	同	152	132	に、
平 8. 5.24	苫前郡苫前町字豊浦	豊浦生活館	苫前町長	49	30	」
「平 8. 4. 1	利尻郡利尻町沓形富士見町95番地１	利尻町民センター	利尻町長	499	1,350	
同	同　沓形富士見町95番地	利尻総合研修センター	利尻町教育長	600	1,500	を
平 8. 5. 1	同　利尻富士町鴛泊字栄町	利尻島開発総合センター	利尻富士町長	500	500	」
「平14.10.17	天塩郡豊富町字上サロベツ2010番地	豊富町民センター	豊富町教育長	611	500	
同	同　字 豊富西１条８丁目	豊富町青少年会館	豊富町長	487	300	
同	同　字 兜沼	豊富町兜沼農村環境改善センター	同	243	200	に、
同	同　字 稚咲内6377番地	稚咲内生活館	同	163	150	
平14. 9. 1	利尻郡利尻町沓形富士見町２番地２	利尻町交流促進施設	同	522	513	
平 8. 5. 1	同　利尻富士町鴛泊字栄町	利尻島開発総合センター	利尻富士町長	500	500	」

「平 8. 5. 1	同　上湧別町字中湧別742番地	上湧別町産業会館	上湧別町長	150	200	
同	同　字中湧別911番地	上湧別社会福祉会館	同	434	450	を 」
「平 8. 5. 1	同　上湧別町字中湧別911番地	上湧別社会福祉会館	上湧別町長	434	450	に、 」
「同	同	同　多目的ホール	同	468	500	
平 8. 5. 1	同　滝上町字滝ノ上市街地１条通３丁目２番地	滝上町民センター	滝上町長	585	430	を 」
「同	同	同　多目的ホール	同	468	500	
平14. 5.16	同　字 計呂地197番地	計呂地地区活性化センター	同	321	340	に、
平 8. 5. 1	同　滝上町字滝ノ上市街地１条通３丁目２番地	滝上町民センター	滝上町長	585	430	」
「同	同　青柳町２丁目２番１号	日高地方婦人会館	同	212	200	を 」
「同	同　青柳町２丁目２番１号	静内女性センター・みらい	同	212	200	に、 」
「同	同　字 豊畑177番地	豊畑青少年会館	同	75	70	を 」
「同	同　字 豊畑177番地	豊畑へき地保育所	同	75	70	に、 」
「同	同　字 豊畑946番地の９	上豊畑開拓婦人ホーム	同	68	60	を 」
「同	同　字 豊畑946番地の９	上豊畑会館	同	68	60	に、 」

「同	同　西町38	西町生活館	同	62	60	」を
「同	同　西町71番地の４	西町生活館	同	252	300	」に、
「同	同　大通１丁目21	様似町中央公民館大ホール	様似町教育長	771	650	」を
「同	同　大通１丁目21	様似町中央公民館文化ホール	様似町教育長	771	650	」に、
「同	同　字旭101	旭生活館	同	62	60	」を
平８．4.24	幌泉郡えりも町字本町357番地	えりも町福祉センター	えりも町長	525	750	」
「同	同　字旭91番	旭生活館	同	171	200	
平15．２．４	同　栄町191番地の１	栄町コミュニティーセンター	同	104	80	に、
平８．4.24	幌泉郡えりも町字本町357番地	えりも町福祉センター	えりも町長	525	750	」
「同	同　上然別西４線98番地	上然別会館	同	157	210	
平８．４．１	同　上士幌町字上士幌東３線238番地	上士幌町山村開発センター	上士幌町長	415	500	を 」
「同	同　字上然別西４線98番地	上然別会館	同	157	210	
平14.12．２	同　大通６丁目６番地	再開発複合ビルプロスパホール	同	160	220	
同	同　字音更西２線40番地	音更西地域会館	同	145	200	に、
同	同　柏寿台１番地	柏寿台会館	同	76	110	
平８．４．１	同　上士幌町字上士幌東３線238番地	上士幌町山村開発センター	上士幌町長	415	500	」
「同	同　字羽帯南２線97番地	清水町羽帯農業改善センター	同	123	80	
同	同　御影東２条４丁目１番地	清水町農業環境改善センター	同	764	450	を 」
「同	同　御影東２条４丁目１番地	清水町農業環境改善センター	同	764	450	に、 」
「同	同　札内桜町59－１	桜町近隣センター	同	71	50	を 」
「同	同　札内桜町59－１	桜町近隣センター	同	84	80	に、 」
「平11．２．１	同　字千住180番地の１	幕別町百年記念ホール	幕別町教育委員会教育長	1,159	800	
平７．3.28	同　池田町字西２条７丁目	池田町社会福祉センター	池田町長	447	350	を 」
「平11．２．１	同　字千住180番地の１	幕別町百年記念ホール	幕別町教育委員会教育長	1,159	800	
平15．２．７	同　札内青葉町311番地２	札内東コミュニティセンター	幕別町長	306	250	
同	同　札内暁町252番地179	暁町近隣センター	同	87	80	に、
平７．3.28	同　池田町字西２条７丁目	池田町社会福祉センター	池田町長	447	350	」
「同	同　押帯182番地４	本別町公民館押帯分館	同	198	160	
同	同　美蘭別200番地５	本別町公民館美蘭別分館	同	198	160	を 」

「同	同　美蘭別200番地５	本別町公民館美蘭別分館	同	198	160	に、」
「同	同　押帯426番地18	本別町上押帯地区農作業準備休憩施設	同	38	40	
平８．５．１	足寄郡足寄町上足寄本町７番地の10・８番地の１	足寄町上足寄集落センター	足寄町長	97	60	を」
「同	同　押帯426番地18	本別町上押帯地区農作業準備休憩施設	同	38	40	
平14．６．３	同　押帯182番地４	押帯台地区集会場	同	38	40	に、
平８．５．１	足寄郡足寄町上足寄本町７番地の10・８番地の１	足寄町上寄集落センター	足寄町長	97	60	」
「同	同　昆布森３丁目22番地１	昆布森福祉センター大会議室	同	410	300	
同	同　木場１丁目２番地	釧路町コミュニティセンター大会議室	同	453	430	を」
「同	同　木場１丁目２番地	釧路町コミュニティセンター大会議室	同	453	430	に、」
「同	同　別保５丁目17番地	老人寿の家集会室	同	33	40	
同	同　大字仙鳳趾村字知方学	知方学生活改善センター研修室１	同	53	60	を」
「同	同　大字仙鳳趾村字知方学	知方学生活改善センター研修室１	同	53	60	に、」
「平14．３．２	同　大字仙鳳趾村59番地	海鳴り仙鳳趾館大会議室	同	89	120	
平８．５．15	厚岸郡厚岸町字港町109番地６	厚岸町生活改善センター大研修室	厚岸町長	315	300	を」
「平14．３．２	同　大字仙鳳趾村59番地	海鳴り仙鳳趾館大会議室	同	89	120	
平14．６．２	同　別保５丁目14番地	栄町団地集会所集会室	同	78	96	
同	同　昆布森３丁目22番地１	釧路町漁民センター大会議室	同	368	300	に、
平８．５．15	厚岸郡厚岸町字港町109番地６	厚岸町生活改善センター大研修室	厚岸町長	315	300	」
「同	同　大字苫多村字尾幌82番地の１	厚岸町尾幌地区農業研修センター大研修室	同	194	200	を」
「同	同　大字苫多村字尾幌82番地の１	厚岸町尾幌地区農業研修センター	同	194	200	に、」
「同	同　大字別寒辺牛村字茶内原野94番地６	若松地区集会所	同	109	100	
同	大字別寒辺牛村字トライベツ89番地２	トライベツ地区集会所	同	99	90	を
同	同　大字別寒辺牛村字別寒辺牛300番地12	糸魚沢地区集会所	同	129	100	」
「同	同　若松103番地	若松地区集会所	同	116	100	

同	同　トライベツ170番地	トライベツ地区集会所	同	151	130	に、
同	同　糸魚沢66番地	糸魚沢地区集会所	同	129	100	」
「同	同　大字苫多村尾幌85番地71	尾幌酪農ふれあい館多目的ホール	同	286	250	を
平８．５．１	同　浜中町琵瀬168番地	琵琶瀬住民センター	浜中町長	130	150	」
「同	同　大字苫多村尾幌85番地71	尾幌酪農ふれあい館多目的ホール	同	286	250	
平15．2.10	同　字宮園町193番地265	宮園丘陵地区集会所	同	106	80	に、
平８．５．１	同　浜中町琵琶瀬168番地	琵琶瀬住民センター	浜中町長	130	150	」
「同	同　大字琵琶瀬村字茶内原野西７線14番地	茶内第一住民センター	同	153	150	を
同	同　浜中村字円朱別原野西18線５番地	西円朱別農民研修センター	同	152	150	」
「同	同　茶内西７線364番地	茶内第一住民センター	同	153	150	
同	同　大字浜中村字円朱別原野西18線３番地２	西円朱別農民研修センター	同	149	150	に、
「同	同　大字琵琶瀬村字茶内原野147番地１	茶内第三母と子の家	同	48	50	」 を
「同	同　茶内西13線85番地	茶内第三母と子の家	同	48	50	」 に

改める。

道公安委員会規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道公安委員会委員長　佐　野　文　男

北海道公安委員会規則第２号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 / 組織別		警察官 警視	警部	警部補及び巡査部長	巡査	計	事務吏員技術吏員その他の職員	合計
北海道警察本部		164	242	1,156	427	1,989	550	2,539
札幌市警察部		(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)
北海道警察学校		11	16	42	200	269	41	310
札幌方面警察署		92	180	2,099	1,468	3,839	253	4,092
計		267	438	3,297	2,095	6,097	844	6,941
函館方面	本部	23	34	145	38	240	69	309
	警察署	17	39	373	211	640	53	693
	計	40	73	518	249	880	122	1,002
旭川方面	本部	23	35	175	48	281	76	357
	警察署	26	59	564	287	936	82	1,018
	計	49	94	739	335	1,217	158	1,375
釧路方面	本部	26	43	180	52	301	76	377
	警察署	20	47	496	284	847	71	918
	計	46	90	676	336	1,148	147	1,295
	本部	18	31	94	21	164	56	220

北見方面	警察署	15	29	248	121	413	36	449
	計	33	60	342	142	577	92	669
合　　計		435	755	5,572	3,157	9,919	1,363	11,282

注１　警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。
　２　札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月25日

北海道公安委員会委員長　佐　野　文　男

北海道公安委員会規則第３号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の３」を「第36条の４」に改める。

第４条中「７課」を「８課」に、「広　報　課」を「広　報　課
警察相談課」に改める。

第５条の２の次に次の１条を加える。

（警察相談課の所掌事務）

第５条の３　警察相談課においては、所管行政及び市民生活の安全と平穏に関する相談等に関する事務をつかさどる。

第６条の５第３号中「留置人」を「被留置者」に改める。

第11条第５号中「職務執行」を「職務執行等」に改め、「・批判」を削る。

第17条中「６課」を「４課」に、「警察相談課
少　年　課
銃器対策課
薬物対策課」を「少　年　課
銃器薬物対策課」に改める。

第18条の２を削り、第18条の３を第18条の２とする。

第19条を次のように改める。

（銃器薬物対策課の所掌事務）

第19条　銃器薬物対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　銃器対策及び薬物対策の企画及び調査に関すること。

(2)　けん銃その他の銃砲及び刀剣類の取締りに関すること。

(3)　銃砲刀剣類の許可に関すること。

(4)　火薬類の取締りに関すること。

(5)　火薬庫等の立入検査等に関すること。

(6)　麻薬、覚せい剤その他の習慣性がある薬物関係事犯の取締りに関すること。

第19条の２を削り、第19条の３を第19条の２とし、第19条の４を第19条の３とする。

第20条の７中「７課」を「６課」に、「捜査第三課
捜査第四課」を「捜査第三課」に改める。

第20条の12を次のように改める。

（暴力団対策課の所掌事務）

第20条の12　暴力団対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1)　暴力団総合対策の企画及び調査に関すること。

(2)　暴力団の排除活動に関すること。

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の運用に関すること。

(4)　暴力団犯罪の捜査に関すること。

(5)　企業対象暴力犯罪の捜査に関すること。

(6)　賭（と）博犯罪の捜査に関すること。

第20条の13を削り、第20条の14を第20条の13とし、第20条の15を第20条の14とし、第20条の16を第20条の15とする。

第21条を次のように改める。

（交通部の分課等）

第21条　交通部に、運転免許センターを置く。

２　運転免許センターにおいては、運転免許に関する事務をつかさどる。

第21条の次に次の１条を加える。

第21条の２　交通部に、運転免許センターに置くもののほか、次の４課並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊を置く。

交通企画課
交通安全教育課
交通指導課
交通規制課

２　運転免許センターに、次の２課を置く。

運転免許試験課
運転免許管理課

第22条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第22条の２第２号中「（交通企画課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第５号を削る。

第24条及び第24条の２を削り、第24条の３を第24条とし、第24条の４を第24条の２とし、同条の次に次の２条を加える。

（運転免許試験課の所掌事務）

第24条の３　運転免許試験課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　運転免許事務（運転免許の取消し、停止等に関するものを除く。）の企画及び指導に関すること。

⑵　運転免許試験に関すること。

⑶　運転者教育及び運転免許に係る講習に関すること。

⑷　指定自動車教習所に関すること。

⑸　運転免許証及び運転免許の登録に関すること。

（運転免許管理課の所掌事務）

第24条の４　運転免許管理課においては、次の事務をつかさどる。

⑴　運転免許の取消し、停止等に関すること。

⑵　自動車の使用制限（下命及び容認に係るものに限る。）に関すること。

第30条の次に次の１条を加える。

（運転免許センター長）

第30条の２　交通部運転免許センターに、運転免許センター長を置く。

２　運転免許センター長には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

３　運転免許センター長は、警察本部長又は交通部長の命を受け、運転免許センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第35条の８を第35条の10とし、第35条の７を第35条の９とし、第35条の６を第35条の８とし、同条の前に次の１条を加える。

（交通特別捜査隊）

第35条の７　交通部交通指導課に、交通特別捜査隊を附置する。

２　交通特別捜査隊においては、交通事故及び交通事件の捜査等に関する事務を行う。

第35条の５を第35条の６とし、第35条の４を第35条の５とし、第35条の３の次に次の１条を加える。

（暴力団排除推進室）

第35条の４　刑事部暴力団対策課に、暴力団排除推進室を附置する。

２　暴力団排除推進室においては、暴力団の排除活動及び暴力団の指定等に関する事務を行う。

第36条及び第36条の２中「交通部運転免許試験課」を「交通部運転免許センター運転免許試験課」に改める。

第36条の３の次に次の１条を加える。

（災害対策室）

第36条の４　警備部警備課に、災害対策室を附置する。

２　災害対策室においては、災害警備その他災害等対策に関する事務を行う。

第46条第１項中「10課並びに監察官室及び交通機動隊」を「９課及び監察官室」に、「総務課 会計課 警務課」を「警務課 会計課」に改め、同条第２項中「、室及び隊」を「及び室」に、「総務課にあっては警察本部の総務課、広報課及び情報管理課」を「警務課にあっては警察本部の総務課、広報課、警察相談課、装備課、情報管理課、留置管理課、警務課、教養課及び厚生課」に改め、「、警務課にあっては警察本部の警務課、教養課、厚生課、装備課及び留置管理課の所掌に対応する事務」及び「、警察相談課」を削り、「銃器対策課、薬物対策課」を「銃器薬物対策課」に改め、「、捜査第四課」及び「（講習に係る事務を除く。）」を削り、「及び高速道路交通警察隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改め、「交通安全教育課（講習に係る事務に限る。）、運転免許管理課及び」を削り、「運転免許試験課」の次に「及び運転免許管理課」を加え、「、交通機動隊にあっては警察本部の交通機動隊の所掌に対応する事務」を削る。

第47条第１項中「10課並びに監察官室及び交通機動隊」を「９課及び監察官室」に、「総務課 会計課 警務課」を「警務課 会計課」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　前項の課及び室の所掌事務は、前条第２項の規定を準用する。

第47条の２第１項中「11課」を「10課」に、「総務課 会計課 警務課」を「警務課 会計課」に改め、同条第３項中「第46条第１項」を「第46条第２項」に改め、「、捜査第四課」及び「（講習に係る事務を除く。）」を削り、「及び高速道路交通警察隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に改める。

第47条の３第１項中「９課並びに監察官室及び交通機動隊」を「８課及び監察官室」に、「総務課 会計課 警務課」を「警務課 会計課」に改め、同条第２項中「、室及び隊」を「及び室」に、「第46条第１項」を「第46条第２項」に改め、「（講習に係る事務を除く。）」を削り、

「及び高速道路交通警察隊」を「、交通機動隊及び高速道路交通警察隊」に、「運転免許管理課及び運転免許試験課」を「交通機動隊、運転免許試験課及び運転免許管理課」に改める。

第48条中「第52条」を「第50条」に改める。

第49条の２を第49条の４とし、第49条の次に次の２条を加える。

（理事官）

第49条の２　方面本部に、理事官を置く。

２　理事官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

３　理事官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち特命事項を処理するほか、方面本部の事務のうち警務課の所掌事務に係る重要事項を総括整理する。

（総務官）

第49条の３　方面本部に、総務官を置く。

２　総務官には、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

３　総務官は、方面本部長の命を受け、方面本部の事務のうち重要事項を処理する。

第51条第１項の表中

「

函館方面本部	運転免許課	運転免許試験場

」

を

「

函館方面本部	交通課	交通機動隊
	運転免許課	運転免許試験場

」

に、

「

旭川方面本部	運転免許課	運転免許試験場
	交通機動隊	高速道路交通警察隊

」

を

「

旭川方面本部	交通課	交通機動隊　高速道路交通警察隊
	運転免許課	運転免許試験場

」

に、

「

北見方面本部	交通課	運転免許試験場

」

を

「

北見方面本部	交通課	交通機動隊　運転免許試験場

」

に改め、同条第９項を同条第10項とし、同条第８項を同条第９項とし、同条第７項の次に次の１項を加える。

８　交通機動隊においては、一般主要幹線道路における交通の指導及び取締りの実施等に関する事務を行う。

第52条第１項中「及び隊」を「、室及び隊」に、「又は隊」を「、室又は隊」に改め、同条第４項を次のように改める。

４　交通課（釧路方面本部を除く。）に係のほか、中隊、小隊及び分隊を置き、交通課の事務を分担させる。

附　則

１　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

２　刑事訴訟法第189条及び第199条第２項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年北海道公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「、交通機動隊」を削る。

３　道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

別表中「北海道警察本部交通部運転免許試験課（ただし、違反者講習の受講の申出は、北海道警察本部交通部交通安全教育課）」を「北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課」に改める。

４　没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成４年北海道公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第１条第４号中「、交通機動隊」を削る。

５　北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則（平成13年北海道公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「総務課（以下「方面本部総務課」」を「警務課（以下「方面本部警務課」」に、「方面本部総務課」を「方面本部警務課」に改める。

第４条第６項中「方面本部総務課」を「方面本部警務課」に改める。

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第25号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の検定をいう。）を行ったので、同規則第９条第１項の規定により公示する。

平成15年３月25日

北海道公安委員会委員長　佐　野　文　男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所		沖縄県宜野湾市真志喜２丁目13番10号 株式会社メーシー販売
	代表者の氏名		代表取締役　別　所　直　鋼
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	パイジマー30
		製造業者名	株式会社メーシー販売
		型式試験番号	24097100
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24097100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
2	検定申請者の氏名又は名称及び住所		神奈川県厚木市中町二丁目７番10号 株式会社オーイズミ
	代表者の氏名		代表取締役　大　泉　政　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県伊勢原市鈴川７番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	リニアフラッシュー30
		製造業者名	株式会社オーイズミ
		型式試験番号	24091700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24091700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所		神奈川県厚木市中町二丁目７番10号 株式会社オーイズミ
	代表者の氏名		代表取締役　大　泉　政　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県伊勢原市鈴川７番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	スペックＡ
		製造業者名	株式会社オーイズミ
		型式試験番号	24092400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24092400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
4	検定申請者の氏名又は名称及び住所		兵庫県伊丹市北伊丹９丁目80番地の４ 株式会社エマ
	代表者の氏名		代表取締役　赤　松　泰　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		兵庫県伊丹市北伊丹９丁目80番地の４
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ニューペガサスａ
		製造業者名	株式会社エマ
		型式試験番号	24098500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24098500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
5	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市桃山町１丁目127番地 マルホン工業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　岸　　勇　夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		知県春日井市桃山町１丁目127番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲキン肉マンＭ
		製造業者名	マルホン工業株式会社
		型式試験番号	30004500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30004500号

	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
6	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役　新　井　悠　司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲワイドミルキーＭＡ
		製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30005100
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30005100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　永　野　裕　豊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲロッキンセブンＦ
		製造業者名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	30003600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30003600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
8	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番８号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　榎　本　　宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ必殺仕事人激闘編ＺＲ１
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	20100100
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20100100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
9	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番８号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　榎　本　　宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ必殺仕事人激闘編ＶＲ１
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30000500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30000500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
10	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番８号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　榎　本　　宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市天白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ必殺仕事人激闘編ＸＲ１
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	20100500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20100500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番８号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　榎　本　　宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		名古屋市天白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

11	型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ必殺仕事人激闘編ＭＲ１
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30001600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30001600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
12	検定申請者の氏名又は名称及び住所		名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番８号 京楽産業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　榎　本　　宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地		名古屋市天白区中砂町278番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ必殺仕事人激闘編ＷＲ１
		製造業者名	京楽産業株式会社
		型式試験番号	30003500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30003500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
13	検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の１ 山佐株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　佐　野　慎　一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	ウミイチバンＲ
		製造業者名	山佐株式会社
		型式試験番号	24099400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24099400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
14	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府東大阪市長田中一丁目４番６号 株式会社パイオニア
	代表者の氏名		代表取締役　野　口　三　次
	製造又は検査を行う事業所の所在地		佐賀県小城郡牛津町大字下砥川１番地１
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	シオマール－30
		製造業者名	株式会社パイオニア
		型式試験番号	24029500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24029500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
15	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府東大阪市長田中一丁目４番６号 株式会社パイオニア
	代表者の氏名		代表取締役　野　口　三　次
	製造又は検査を行う事業所の所在地		佐賀県小城郡牛津町大字下砥川１番地１
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	チャンプルー－30
		製造業者名	株式会社パイオニア
		型式試験番号	24015400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24015400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
16	検定申請者の氏名又は名称及び住所		沖縄県宜野湾市真志喜２丁目13番10号 株式会社メーシー販売
	代表者の氏名		代表取締役　別　所　直　鋼
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	オオバクダン２
		製造業者名	株式会社メーシー販売
		型式試験番号	24096100
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24096100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間

17	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区東上野二丁目11番７号 株式会社オリンピア
	代表者の氏名		代表取締役　石　原　昌　幸
	製造又は検査を行う事業所の所在地		沖縄県那覇市港町３丁目４番12号 神奈川県横浜市中区新山下３丁目３番43号 群馬県伊勢崎市日乃出町1038
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ジェロニモン
		製造業者名	株式会社オリンピア
		型式試験番号	24092800
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24092800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
18	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
	代表者の氏名		代表取締役　寳　田　久　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲフィーバー神聖紀ＪＸ
		製造業者名	株式会社ダイドー
		型式試験番号	30001500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30001500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
19	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
	代表者の氏名		代表取締役　寳　田　久　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲフィーバー神聖紀ＳＸ
		製造業者名	株式会社ダイドー
		型式試験番号	20101200
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20101200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
20	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社ダイドー
	代表者の氏名		代表取締役　寳　田　久　治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲフィーバー神聖紀ＲＸ
		製造業者名	株式会社ダイドー
		型式試験番号	30000800
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30000800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
21	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毎　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲフィーバーザキングＪＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30003700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30003700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毎　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

22	式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーザキングＲＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30005200
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30005200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
23	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毒　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーザキングＦＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30003200
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30003200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
24	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都千代田区内神田一丁目５番４号　ミヤコビル５Ｆ 日本回胴式遊技機工業株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　吉　田　秀　一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		千葉県流山市中野久木531番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	ジェイズバー
		製造業者名	日本回胴式遊技機工業株式会社
		型式試験番号	24077900
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24077900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町１丁４番５号 株式会社ネット
	代表者の氏名		代表取締役　国　本　幸　司

25	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府八尾市沼２丁目４番１号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	ショウキンクビ
		製造業者名	株式会社ネット
		型式試験番号	24099700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24099700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
26	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府堺市旭ヶ丘北町１丁４番５号 株式会社ネット
	代表者の氏名		代表取締役　国　本　幸　司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府八尾市沼２丁目４番１号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	チバリョオキナワ－30
		製造業者名	株式会社ネット
		型式試験番号	24100900
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24100900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
27	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県東海市富木島町貴船49番地の１ 株式会社クリエイト・ツーワン
	代表者の氏名		代表取締役　椎　名　遼一郎
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県東海市富木島町貴船49番地の１
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	パイソン
		製造業者名	株式会社クリエイト・ツーワン
		型式試験番号	24029600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24029600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間

28	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代表者の氏名		代表取締役　新　井　悠　司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲゴジラＭＡ
		製造業者名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30004600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30004600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
29	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区松が谷一丁目３番５号 アイジーティジャパン株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　スコット・ウィンゼラー
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府大阪市西淀川区福町三丁目１番48号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	グラッチェ
		製造業者名	アイジーティジャパン株式会社
		型式試験番号	24084900
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24084900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
30	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目１番地25 アルゼ株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　岡　田　和　生
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	ウシワカトベンケイ
		製造業者名	アルゼ株式会社
		型式試験番号	24098400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24098400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
31	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毒　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーザキングＤＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30005700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30005700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
32	検定申請者の氏名又は名称及び住所		沖縄県宜野湾市真志喜２丁目13番10号 株式会社メーシー販売
	代表者の氏名		代表取締役　別　所　直　鋼
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲパワフル球ちゃんＬ
		製造業者名	株式会社メーシー販売
		型式試験番号	30002600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30002600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
33	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代表者の氏名		代表取締役　竹　内　正　博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ

	の概要	型式名	ＣＲキャッツ２
		製造業者名	株式会社竹屋
		型式試験番号	30000900
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30000900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
34	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋
	代表者の氏名		代表取締役　竹　内　正　博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県春日井市美濃町二丁目98番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲキャッツＳ
		製造業者名	株式会社竹屋
		型式試験番号	20098000
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20098000号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
35	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　佐　藤　英理子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲ果物物語Ｒ
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30004000
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30004000号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
36	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　佐　藤　英理子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲ果物物語Ｍ
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	30005400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30005400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
37	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市西区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社
	代表者の氏名		代表取締役　佐　藤　英理子
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市西区見寄町125番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲ果物物語Ｌ
		製造業者名	タイヨーエレック株式会社
		型式試験番号	20101800
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20101800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
38	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都葛飾区小菅二丁目８番９号 株式会社大都技研
	代表者の氏名		代表取締役　木　原　海　俊
	製造又は検査を行う事業所の所在地		東京都葛飾区小菅二丁目８番９号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	アクアマリン
		製造業者名	株式会社大都技研
		型式試験番号	34000600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第34000600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間

39	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目１番地25 株式会社エレコ
	代表者の氏名		代表取締役　福　田　貞　夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	アステカリターンズＲ
		製造業者名	株式会社エレコ
		型式試験番号	24101300
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24101300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
40	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目１番地25 株式会社エレコ
	代表者の氏名		代表取締役　福　田　貞　夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目１番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型　式　名	リュウグウモノガタリ
		製造業者名	株式会社エレコ
		型式試験番号	34000700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第34000700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
41	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名		代表取締役　市　原　高　明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川１番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ天才バカボン２Ｘ
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30002400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30002400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
42	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名		代表取締役　市　原　高　明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川１番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ天才バカボン２ＷＥ
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30000300
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30000300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
43	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社銀座
	代表者の氏名		代表取締役　伊　藤　二　博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲくるんくるん
		製造業者名	株式会社銀座
		型式試験番号	20095400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20095400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
44	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目３番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役　内ヶ島　敏　博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区蔦元町一丁目35番地
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ

	の概要	型式名	ＣＲゼビウスＸ
		製造業者名	株式会社高尾
		型式試験番号	30006700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30006700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
45	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目１番４号 株式会社藤商事
	代表者の氏名		代表取締役　松　元　邦　夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平６番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲマリンワールドＮ
		製造業者名	株式会社藤商事
		型式試験番号	30001100
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30001100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
46	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市北区本庄東一丁目１番10号 株式会社バルテック
	代表者の氏名		代表取締役　中　野　純　弘
	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府堺市八田西町２丁11番47号 神奈川県海老名市下今泉３丁目11番１号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ミナミノテイオウ
		製造業者名	株式会社バルテック
		型式試験番号	34002000
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第34002000号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
47	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目６番５号 株式会社エイペックス
	代表者の氏名		代表取締役　望　月　光　三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市港北区新羽町610番地１ 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ブルーファング
		製造業者名	株式会社エイペックス
		型式試験番号	24099800
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24099800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
48	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目６番５号 株式会社エイペックス
	代表者の氏名		代表取締役　望　月　光　三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市港北区新羽町610番地１ 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	シーパラダイス
		製造業者名	株式会社エイペックス
		型式試験番号	24096400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24096400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
49	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目６番５号 株式会社エイペックス
	代表者の氏名		代表取締役　望　月　光　三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市港北区新羽町610番地１ 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第２号
		型式名	ラッキーボム
		製造業者名	株式会社エイペックス
		型式試験番号	24099200
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第24099200号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間

50	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毒　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーアラビアンナイツＦＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	20098300
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20098300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
51	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毒　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーアラビアンナイツＭＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	20098600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20098600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
52	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毒　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーアラビアンナイツＪＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	20095600
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20095600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
53	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役　毒　島　秀　行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地１
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲフィーバーアラビアンナイツＲＸ
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	20102100
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第20102100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
54	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町２丁目3014番地の８ 株式会社平和
	代表者の氏名		代表取締役　中　島　　潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町２丁目3014番地の８
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型　式　名	ＣＲ・神龍物語ＸＪ
		製造業者名	株式会社平和
		型式試験番号	30007500
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30007500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
55	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代表者の氏名		代表取締役　市　原　高　明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川１番地
	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ

	の概要	型式名	ＣＲ天才バカボン２ＸＥ
		製造業者名	株式会社大一商会
		型式試験番号	30003300
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30003300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
56	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目３番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役　内ヶ島　敏　博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区蔦元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲゼビウスＷＺ
		製造業者名	株式会社高尾
		型式試験番号	30008400
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30008400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間
57	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目３番地 株式会社高尾
	代表者の氏名		代表取締役　内ヶ島　敏　博
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区蔦元町一丁目35番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第６条第１号イ
		型式名	ＣＲゼビウスＹ
		製造業者名	株式会社高尾
		型式試験番号	30008700
	検定年月日		平成15年３月25日
	検定番号		第30008700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年３月25日）から３年間

道北連合海区漁業調整委員会指示

道北連合海区漁業調整委員会指示第１号

固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第10条に基づく共同漁業権漁業、同法第52条に基づく指定漁業、同法第65条に基づく大臣承認漁業、同法第66条及び北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第５条に基づく知事許可漁業並びに漁業法第67条に基づく他の海区漁業調整委員会の指示による承認漁業を除く。以下「固定式刺し網漁業等」という。）の操業について漁業秩序の維持を図るため、漁業法第67条第１項の規定により、次のとおり指示する。

平成15年３月25日

道北連合海区漁業調整委員会会長　千　葉　光　悦

（操業の承認）

第１　次に掲げる海域において固定式刺し網漁業等を操業しようとする者は、道北連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

1　宗谷支庁管内共同漁業権漁場区域内（別記１のとおり）
2　留萌支庁管内共同漁業権漁場区域内（別記２のとおり）
3　石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内（別記３のとおり）
4　宗谷海域（別記４のとおり）
5　留萌海域（別記５のとおり）
6　石狩・後志・留萌海域（別記６のとおり）
7　武蔵堆海域（別記７のとおり）

（承認の対象者）

第２　第１に掲げる海域内での承認の対象者は、次のとおりとする。

1　第１の１から３までに掲げる共同漁業権漁場区域内の海域で操業しようとする者は、それぞれの海域に面する地区内に住所を有する者又は委員会が特に適当と認めた者とする。
2　第１の４から７までに掲げる宗谷海域、留萌海域、石狩・後志・留萌海域及び武蔵堆海域で操業しようとする者は、前年度委員会の承認を受け当該海域において申請に係る漁業を操業した実績を有する者又は委員会が特に適当と認めた者とする。

（操業の承認をしない場合）

第３　次のいずれかに該当する場合は承認をしない。

1　申請者以外の者が実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
2　操業条件及び操業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
3　その他委員会が特に不適当と認めた場合

（操業制限）

第４　操業の制限を次のとおりとする。

1　固定式刺し網漁業

(1) かすべ固定式刺し網漁業、あんこう固定式刺し網漁業、さめ固定式刺し網漁業、ほっけ固定式刺し網漁業及びそい・めばる固定式刺し網漁業

区分 漁業種類	使用漁具	海中に敷設する網の数	操業海域及び操業期間
かすべ固定式刺し網漁業 あんこう固定式刺し網漁業	使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが151.5ミリメートル以上 1放しの長さ2,000メートル以内	総トン数20トン未満5放し以内 総トン数20トン以上10放し以内	4月1日から6月20日及び9月1日から3月31日。ただし、宗谷海域で操業する場合にあっては北緯45度00.1分の線以北、東経139度29.8分の線以東、西能登呂岬と宗谷岬を結ぶ線以西、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）に基づく日本国とロシア共和国の中間線（以下「日ロ両国からの中間線」という。）に囲まれた海域。ただし、次に揚げる海域については操業を禁止する。 1 海域 礼文島スコトン岬から0度00分の線以東、日ロ両国からの中間線以南及び宗谷岬から30度00分の線以南の共同漁業権漁場区域を除く海域 2 期間 1月1日から4月30日まで
さめ固定式刺し網漁業	使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが75.8ミリメートル以上 1放しの長さ1,000メートル以内	総トン数20トン未満5放し以内	1 石狩・後志・留萌海域にあっては、5月1日から12月25日まで 2 宗谷海域、留萌海域、武蔵堆海域にあっては、5月1日から11月15日まで。ただし、操業禁止期間を次のとおりとする。 (1) 宗谷海域 9月1日から9月30日まで (2) 留萌海域、石狩・後志・留萌海域及び武蔵堆海域 9月1日から10月14日まで
ほっけ固定式刺し網漁業	使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが39.5ミリメートル以上50ミリメートル以内 1反150メートル以内	150反以内	4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、宗谷海域で操業する場合にあっては、北緯45度00.1分の線以北、東経139度29.8分の線以東、西能登呂岬と宗谷岬を結ぶ線以西及び日ロ両国からの中間線に囲まれた海域 次に揚げる海域については操業を禁止する。 1 海域 礼文島スコトン岬から0度00分の線以東、日ロ両国からの中間線以南及び宗谷岬から30度00分の線以西の共同漁業権漁場を除く海域 2 期間 1月1日から4月30日まで
そい・めばる固定式刺し網漁業	使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが37.5ミリメートル以上78.8ミリメートル以内 1反150メートル以内	150反以内	4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、宗谷海域で操業する場合にあっては、北緯45度00.1分の線以北、東経139度29.8分の線以東、西能登呂岬と宗谷岬を結ぶ線以西及び日ロ両国からの中間線に囲まれた海域 次に揚げる海域については操業を禁止する。 1 海域 礼文島スコトン岬から0度00分の線以東、日ロ両国からの中間線以南及び宗谷岬から30度00分の線以西の共同漁業権漁場を除く海域 2 期間 1月1日から4月30日まで

(2) 表1に揚げた以外の固定式刺し網漁業の操業期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

２　流し網漁業及びはえなわ漁業

(1)　操業期間

４月１日から翌年３月31日まで

３　さめ固定式刺し網漁業等による操業の禁止

さめ資源が回復するまで、当分の間は承認を行わず操業を禁止する。

４　かに類、さけ及びますを採捕してはならない。万一かに類、さけ及びますが漁獲された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻し船内に保持してはならない。

（承認の有効期間）

第５　承認の有効期間は承認の日から１年以内とする。

（陸揚港）

第６　陸揚げ港は２港以内とする。ただし、委員会が特に事情をやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（漁獲物の陸揚げ）

第７　漁獲物は、天災その他やむを得ない事情から委員会が特に認めた場合を除き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げ又は他の船舶に転載してはならない。

（承認証の携帯）

第８　操業の承認を受けた者が当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会が交付する承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（承認標識の表示）

第９　承認を受けた者は、固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業承認等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）別記第９号様式により、承認標識を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に表示しなければならない。

（承認の取消し）

第10　承認を受けた者がこの指示に違反したときは、委員会は当該漁業の承認を取り消すことができる。

（操業の届出）

第11　次に掲げる海域において固定式刺し網漁業等を操業しようとする者は、委員会に届出をしなければならない。

次の点60、点59、点58、点57、点54、点55、点50、点51、点48、点49及び点60の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

点60　北緯43度10.1分の線と東経139度29.8分の線との交点
点59　北緯43度10.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点58　北緯43度50.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点57　北緯43度50.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
点54　北緯44度20.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
点55　北緯44度20.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点50　北緯44度30.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点51　北緯44度30.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点48　北緯45度00.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点49　北緯45度00.1分の線と東経139度29.8分の線との交点

（操業協定の締結）

第12　承認を受けた者及び届出をした者は、操業の秩序の維持を図るために、当該漁業を営む者及び他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると委員会が認めた場合は、この限りでない。

（漁具標識の設置）

第13　承認を受け又は届出をした者は、敷設中の漁具の両端に蛍光塗料を用いた漁具標識を水面1.5メートル以上の高さに設置するとともに、当該承認船名及び所属漁業協同組合名を明瞭に表示しなければならない。

（漁獲成績報告書の提出）

第14　承認を受け又は届出をした者は、当該漁業の操業を終了したときは、遅滞なく漁獲成績報告書（取扱要領別記第６号様式）２部を委員会に提出しなければならない。

（指示・指導事項の遵守）

第15　操業の承認を受けた者は、第１から第14までに定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認め、指示・指導した事項に従わなければならない。

（承認事務等の取扱い）

第16　承認の申請又は届出に係る事務の取扱いについては、別に定める取扱要領によるものとする。

（指示の有効期間）

第17　この指示の有効期間は、４月１日から翌年３月31日までとする。

別記１

宗谷支庁管内共同漁業権漁場区域内

次の基点第１号、点１、点２、点３、点４、点５、点６、点７、点８、点９、点10、点11、点12、点13、点15、点16、点17及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第１号　枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第２号　浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第３号　猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第４号　稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第５号　宗　谷　岬　北　端
基点第６号　稚内市大字声問村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第７号　ノシャップ岬北端
基点第８号　金　田　岬　北　端
基点第９号　種　島　北　端
基点第10号　スコトン岬北端
基点第11号　礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点（西岸）
基点第12号　ヌ　リ　岬　南　端
基点第13号　利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第14号　利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第15号　幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点１　基点第１号から43度30分25,000メートルの点
点２　基点第２号から45度25,000メートルの点
点３　基点第３号から47度30分25,000メートルの点
点４　基点第４号から50度25,000メートルの点
点５　基点第５号から０度8,500メートルの点
点６　基点第６号から333度30分19,000メートルの点
点７　基点第７号から０度30分11,900メートルの点
点８　基点第７号から286度15分の線と基点第８号から76度25分の線との交点
点９　基点第９号から０度3,000メートルの点
点10　基点第10号から295度17,500メートルの点
点11　基点第11号から233度10,800メートルの点
点12　基点第12号から206度10分15,700メートルの点
点13　基点第13号から213度30分19,000メートルの点
点15　基点第13号から202度23,000メートルの点
点16　基点第14号から157度15分13,500メートルの点
点17　基点第15号から261度30分19,200メートルの点

別記２

留萌支庁管内共同漁業権漁場区域内

次の基点第15号、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第15号　幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第16号　初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第17号　天売島ゴメ岬北東端
基点第18号　天売島赤岩中央
基点第19号　建設省国土地理院三角点（川尻）
基点第20号　増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第21号　日方泊岬西端
基点第22号　増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点17　基点第15号から261度30分19,200メートルの点
点18　基点第16号から262度30分22,000メートルの点
点19　基点第17号から321度30分20,000メートルの点
点20　基点第18号から290度30分22,000メートルの点
点21　基点第18号から206度30分12,000メートルの点
点22　基点第19号から274度16分22,000メートルの点
点23　基点第20号から302度14分25,000メートルの点
点24　基点第21号から297度10分22,000メートルの点
点25　基点第22号から297度10分20,000メートルの点

別記３

石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内

次の基点第22号、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第22号　増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第23号　浜益村と厚田村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第24号　国土地理院三角点知狩から224度55分45秒254.74メートルの点
基点第25号　国土地理院三角点樽川から242度36分33秒468.64メートルの点
基点第26号　北海道水産部三角点水Ｔ４から53度24分50秒333.87メートルの点
基点第27号　小樽市と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第28号　余市町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第29号　北海道水産部三角点水15
基点第30号　国土地理院三角点幌武意から328度32分56秒77.03メートルの点
基点第31号　国土地理院三角点武威ノ岬から93度33分43秒2,571.26メートルの点
基点第32号　北海道水産部三角点水Ｔ２
基点第33号　積丹町と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第34号　神恵内村と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第35号　泊村大字盃村と大字泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第36号　岩内町と蘭越町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第37号　国土地理院三角点弁慶岬
基点第38号　寿都町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第39号　島牧村字豊浜と字大平の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第40号　北海道三角点Ｎ35
基点第41号　島牧村と瀬棚町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点25　基点第22号から297度10分20,000メートルの点
点26　基点第23号から272度20,000メートルの点
点27　基点第24号から307度30分30,000メートルの点
点28　基点第25号から332度30分32,000メートルの点
点29　基点第26号から352度30分20,000メートルの点
点30　基点第27号から357度30分20,000メートルの点
点31　基点第28号から８度20,000メートルの点
点32　基点第29号から359度20,000メートルの点
点33　基点第30号から352度30分20,000メートルの点
点34　基点第31号から327度30分20,000メートルの点
点35　基点第32号から312度30分20,000メートルの点
点36　基点第33号から296度30分20,000メートルの点
点37　基点第34号から247度30分10,900メートルの点
点38　基点第35号から247度30分10,900メートルの点
点39　基点第36号から287度30分10,900メートルの点
点40　基点第37号から352度30分10,900メートルの点
点41　基点第38号から310度37分10,900メートルの点
点42　基点第39号から322度30分10,900メートルの点
点43　基点第40号から322度30分10,900メートルの点
点44　基点第41号から297度30分10,900メートルの点

別記４

宗　谷　海　域

基点第１号から43度30分の線以北、東経139度29.8分以東及び基点第15号から点17、点16、点15、点14、点49を順次に結んだ線以北の海域から、１の宗谷支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

基点第１号　枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第15号　幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点１　基点第１号から43度30分25,000メートルの点
点２　基点第２号から45度25,000メートルの点
点３　基点第３号から47度30分25,000メートルの点
点４　基点第４号から50度25,000メートルの点
点５　基点第５号から０度8,500メートルの点
点６　基点第６号から333度30分19,000メートルの点
点７　基点第７号から０度30分11,900メートルの点
点８　基点第７号から286度15分の線と基点第８号から76度25分の線との交点
点９　基点第９号から０度3,000メートルの点
点10　基点第10号から295度17,500メートルの点
点11　基点第11号から233度10,800メートルの点
点12　基点第12号から206度10分15,700メートルの点
点13　基点第13号から213度30分19,000メートルの点
点14　北緯45度0.1分の線と点13から点15を結ぶ線との交点
点49　北緯45度0.1分の線と東経139度29.8分の線との交点

別記５

留　萌　海　域

次の基点第15号、点17、点16、点15、点14、点47、点52、点53、点56、点25及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、２の留萌支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

基点第15号　幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第22号　増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点17　基点第15号から261度30分19,200メートルの点
点18　基点第16号から262度30分22,000メートルの点
点19　基点第17号から321度30分20,000メートルの点
点20　基点第18号から290度30分22,000メートルの点
点21　基点第18号から206度30分12,000メートルの点
点22　基点第19号から274度16分22,000メートルの点
点23　基点第20号から302度14分25,000メートルの点
点24　基点第21号から297度10分22,000メートルの点
点25　基点第22号から297度10分20,000メートルの点
点56　基点第22号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
点53　北緯44度20.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
点52　北緯44度20.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点47　北緯45度00.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

点14　北緯45度00.1分の線と点13から点15を結ぶ線との交点
点15　基点第13号から202度23,000メートルの点
点16　基点第14号から157度15分13,500メートルの点

別記６

石　狩・後　志・留　萌　海　域

次の基点第22号、点25、点56、点53、点54、点57、点58、点59、点60、点61、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、３の石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

基点第22号　増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第41号　浜益村と厚田村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点25　基点第22号から297度10分20,000メートルの点
点26　基点第23号から272度20,000メートルの点
点27　基点第24号から307度30分30,000メートルの点
点28　基点第25号から332度30分32,000メートルの点
点29　基点第26号から352度30分20,000メートルの点
点30　基点第27号から357度30分20,000メートルの点
点31　基点第28号から８度20,000メートルの点
点32　基点第29号から359度20,000メートルの点
点33　基点第30号から352度30分20,000メートルの点
点34　基点第31号から327度30分20,000メートルの点
点35　基点第32号から312度30分20,000メートルの点
点36　基点第33号から296度30分20,000メートルの点
点37　基点第34号から247度30分10,900メートルの点
点38　基点第35号から247度30分10,900メートルの点
点39　基点第36号から287度30分10,900メートルの点
点40　基点第37号から352度30分10,900メートルの点
点41　基点第38号から310度37分10,900メートルの点
点42　基点第39号から322度30分10,900メートルの点
点43　基点第40号から322度30分10,900メートルの点
点44　基点第41号から297度30分10,900メートルの点
点61　基点第41号から297度30分の線と東経139度30分の線との交点
点60　北緯43度10.1分の線と東経139度29.8分の線との交点
点59　北緯43度10.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点58　北緯43度50.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点57　北緯43度50.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
点54　北緯44度20.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
点53　北緯44度20.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
点56　基点第22号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

別記７

武　蔵　堆　海　域

次の点47、点52、点55、点50、点51、点48及び点47を順次に結んだ線によって囲まれた海域

点47　北緯45度00.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点52　北緯44度20.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点55　北緯44度20.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点50　北緯44度30.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
点51　北緯44度30.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
点48　北緯45度00.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社